

官報

号外 平成十九年十一月二十日

○第百六十八回 衆議院會議録 第十三号

平成十九年十一月二十日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成十九年十一月二十日

午後一時開議

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

日程第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。安全保障委員長嘉数知賢君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(嘉数知賢君登壇)

○嘉数知賢君 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任期制自衛官に係る退職手当の算定方法を改める等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容

は、次のとおりであります。

第一に、自衛隊教官及び自衛官の若年層の俸給月額を改定するとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定すること、

第二に、専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設を行うこと、

第三に、任期制自衛官で育児休業等により勤務しない期間のあった隊員に対する退職手当について除算規定の整備を図ること等であります。

本案は、去る十一月五日本委員会に付託され、同月十五日石破防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十六日質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

出席國務大臣

防衛大臣 石破 茂君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、福田内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書をそれぞれ受領した。

閣総第六七三号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成十九年十一月十五日(木)午後六時

羽田空港発、十一月十七日(土)午後十一時同空

港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

閣総第六七四号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成十九年十一月十九日(月)午後三時

三十分羽田空港発、十一月二十二日(木)午前六

時三十五分同空港着の予定で、シンガポール共

和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

気象業務法の一部を改正する法律

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律

電気用品安全法の一部を改正する法律

一、去る十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に
基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務
を課する等の措置を講じたことについて承認を
求めるの件

(報告書受領)

一、去る十六日、内閣を経由して文部科学大臣渡
海紀三朗君から、次の報告書を受領した。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十
条第二項の規定に基づく独立行政法人日本ス
ポーツ振興センター平成十八年度スポーツ振興
投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報
告書に付する文部科学大臣の意見

(要求書受領)

一、去る十三日、内閣から、国家公務員倫理審査
会会長に吉本徹也君を、同委員に北城恪太郎
君、草野忠義君及び羽入佐和子君を任命したい
ので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定
により本院の同意を得たい旨の要求書を受領し
た。

一、去る十三日、内閣から、検査官に山浦久司君
を任命したいので、会計検査院法第四条第一項
の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受
領した。

一、去る十三日、内閣から、総合科学技術会議議
員に本庶佑君、榊原定征君及び栗田洋子君を任

命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の
規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受
領した。

一、去る十三日、内閣から、地方分権改革推進委
員会委員に西尾勝君を任命したいので、地方分
権改革推進法第十二条第一項の規定により本院
の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、国家公安委員会委員
に田尾健二郎君を任命したいので、警察法第七
条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の
要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、電気通信事業紛争処
理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畑
裕君、富沢木実君及び洲上玲子君を任命したい
ので、電気通信事業法第四十七条第一項の規定
により本院の同意を得たい旨の要求書を受領
した。

一、去る十三日、内閣から、電波監理審議会委員
に小館香椎子君を任命したいので、電波法第九
十九条の三第一項の規定により本院の同意を得
たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、日本放送協会経営委
員会委員に大滝精一君、井原理代君及び深谷紘
一君を任命したいので、放送法第十六条第一項
の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受
領した。

一、去る十三日、内閣から、中央更生保護審査会
委員に志村洋子君を任命したいので、犯罪者予
防更生法第五条第一項の規定により本院の同意
を得たい旨の要求書を受領した。

に橋本五郎君を任命したいので、公安審査委員
会設置法第五条第一項の規定により本院の同意
を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、労働保険審査会委員
に平野由美子君を任命したいので、労働保険審
査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の
規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受
領した。

一、去る十三日、内閣から、中央社会保険医療協
議会委員に庄司洋子君を任命したいので、社会
保険医療協議会法第三条第五項の規定により本
院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、運輸審議会委員に大
屋則之君、長尾正和君及び廻洋子君を任命した
いので、国土交通省設置法第十八条第一項の規
定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領
した。

一、去る十三日、内閣から、公害健康被害補償不
服審査会委員に大森淳君及び田中義枝君を任命
したいので、公害健康被害の補償等に関する法
律第百十三条第一項の規定により本院の同意を
得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十三日、本院は、国家公務員倫理審査会
会長に吉本徹也君を、同委員に北城恪太郎君、
草野忠義君及び羽入佐和子君を任命することに
同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、検査官に山浦久司君を
任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、総合科学技術会議議
員に本庶佑君、榊原定征君及び栗田洋子君を任
命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、地方分権改革推進委員
会委員に西尾勝君を任命することに同意した旨
内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、国家公安委員会委員に
田尾健二郎君を任命することに同意した旨内閣
に通知した。

一、去る十三日、本院は、電気通信事業紛争処理
委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畑裕
君、富沢木実君及び洲上玲子君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、電波監理審議会委員に
小館香椎子君を任命することに同意した旨内閣
に通知した。

一、去る十三日、本院は、日本放送協会経営委員
会委員に大滝精一君、井原理代君及び深谷紘一
君を任命することに同意した旨内閣に通知し
た。

一、去る十三日、本院は、中央更生保護審査会委
員に志村洋子君を任命することに同意した旨内
閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、公安審査委員会委員に
橋本五郎君を任命することに同意した旨内閣に
通知した。

一、去る十三日、本院は、労働保険審査会委員に
平野由美子君を任命することに同意した旨内閣
に通知した。

一、去る十三日、本院は、中央社会保険医療議
議会委員に庄司洋子君を任命することに同意した
旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、運輸審議会委員に大屋
則之君、長尾正和君及び廻洋子君を任命するこ
とに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十三日、本院は、公害健康被害補償不服審査委員会に大森淳君及び田中義枝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

あかま二郎君

亀岡 偉民君

浮島 敏男君

木挽 司君

補欠

浮島 敏男君

木挽 司君

あかま二郎君

亀岡 偉民君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

川条 志嘉君

清水鴻一郎君

谷畑 孝君

岡本 充功君

小野 次郎君

永岡 桂子君

盛山 正仁君

村井 宗明君

補欠

小野 次郎君

盛山 正仁君

永岡 桂子君

村井 宗明君

川条 志嘉君

谷畑 孝君

清水鴻一郎君

岡本 充功君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

関 芳弘君

古屋 圭司君

平 将明君

山本ともひろ君

補欠

平 将明君

山本ともひろ君

関 芳弘君

古屋 圭司君

安全保障委員

辞任

神風 英男君

馬淵 澄夫君

三谷 光男君

吉田 泉君

補欠

吉田 泉君

三谷 光男君

馬淵 澄夫君

神風 英男君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

小野 次郎君

中山 泰秀君

山内 康一君

野田 佳彦君

鉢呂 吉雄君

照屋 寛徳君

萩生田光一君

杉田 元司君

北村 茂男君

飯島 夕雁君

大塚 拓君

岡部 英明君

田村 謙治君

松木 謙公君

保坂 展人君

補欠

大塚 拓君

萩生田光一君

飯島 夕雁君

田村 謙治君

松木 謙公君

保坂 展人君

杉田 元司君

北村 茂男君

岡部 英明君

山内 康一君

小野 次郎君

中山 泰秀君

野田 佳彦君

鉢呂 吉雄君

照屋 寛徳君

厚生労働委員

辞任

井澤 京子君

川条 志嘉君

木村 義雄君

松浪 健太君

補欠

山本ともひろ君

愛知 和男君

篠田 陽介君

鍵田忠兵衛君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

とかしきなおみ君

平口 洋君

補欠

西本 勝子君

阿部 俊子君

安全保障委員

辞任

山内 康一君

津村 啓介君

長島 昭久君

馬淵 澄夫君

北神 圭朗君

森本 哲生君

川内 博史君

横山 北斗君

飯島 夕雁君

田名部匡代君

田村 謙治君

寺田 学君

補欠

飯島 夕雁君

寺田 学君

北神 圭朗君

森本 哲生君

田村 謙治君

川内 博史君

横山 北斗君

田名部匡代君

山内 康一君

馬淵 澄夫君

長島 昭久君

津村 啓介君

一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案(大村秀章君外六名提出、衆法第五号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

以上三件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

肝炎対策基本法案(川崎二郎君外十五名提出)

馬渡 龍治君 稲田 朋美君

阿部 俊子君 清水鴻一郎君

西本 勝子君 越智 隆雄君

稲田 朋美君 馬渡 龍治君

越智 隆雄君 とかしきなおみ君

清水鴻一郎君 平口 洋君

官 報 (号 外)

(議案通知書受領)

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

気象業務法の一部を改正する法律案

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
電気用品安全法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理に関する質問主意書(川内博史君提出)
我が国音楽産業のアジア市場進出状況と商業用レコードの還流防止措置施行状況に関する質問主意書(川内博史君提出)

年金記録漏れ問題を受けた政府の責任の取り方及び再発防止への取り組みに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

自民党と民主党の大連立構想に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

韓国での万国博覧会開催に対する我が国の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

米側の面談要請への郵政民営化準備室の対応に関する質問主意書(松野頼久君提出)

元国家公務員の日本郵政株式会社への就職に係る手続に関する質問主意書(松野頼久君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

リハビリテーション料改定等に関する質問主意書(山井和則君提出)

裁判員制度を前提とする国連拷問等禁止委員会勧告に関する質問主意書(保坂展人君提出)

「自由と繁栄の弧」と外交の連続性に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

日米安保条約改定時における核搭載船の通過・寄港を認めた日米密約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

コムスン問題に関する質問主意書(山井和則君提出)

介護福祉士制度に関する質問主意書(山井和則君提出)

外国人介護士受入れに関する質問主意書(山井和則君提出)
介護保険施設の人員配置基準に関する再質問主意書(山井和則君提出)

田辺三義製薬(四一八症例報告調査チームの報告)に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害者自立支援給付費の請求事務に関する質問主意書(山井和則君提出)

市町村消防の広域化に関する質問主意書(佐々木憲昭君提出)

国会同意人事案件否決を受けた官房長官の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

元駐日中国大使館員への死刑判決に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

ヒト胎盤エキスを含有製品の安全性に関する質問主意書(泉健太君提出)

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本相撲協会のけいこ力士死亡事件に関する質問主意書(末松義規君提出)

赤福餅及び御福餅の偽装表示問題に関する質問主意書(河村たかし君提出)

築地市場移転問題に関する質問主意書(笠井亮君提出)

政党助成金の使途に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

第IX因子製剤に関する再質問主意書(山井和則君提出)

「フイブリノゲン」製剤等に関する相談窓口等に関する質問主意書(山井和則君提出)

生活保護基準の引き下げに関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出年金記録問題発生に係る責任問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出自立支援医療に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出兵器等の購入価格等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出自民党と民主党の大連立構想に関する質問に対する答弁書

平成十九年十一月二日提出
質問 第一八二号

イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問主意書

山田洋行や日本ミライズなどの防衛専門商社と官僚、政治家の癒着や、利権疑惑が大きな社会問題になっている。守屋武昌前防衛事務次官の山田洋行からのゴルフ接待、飲食接待は、国民の常識を超えるもので、接待を受けての見返りは明らかである。

一方、在沖米軍基地が集中し、今なお米軍再編の名の下に基地機能の強化が進む沖縄では、米軍基地利権疑惑が急浮上している。巨大な防衛利権を許してはならない。巨悪を眠らせないために、検察も勇気を持って適正な捜査を断行し、利権構造にメスを入れてもらいたい。

海上自衛隊によるインド洋での補給活動の法的根拠であったテロ対策特別措置法が、二〇〇七年十一月二日午前零時をもって期限切れとなった。

石破防衛大臣は、「テロ対策特措法に基づく対応措置の終結に関する命令」を发出し、海上自衛隊の補給艦「ときわ」と、護衛艦「きりさめ」に撤収命令を出した。私は、アフガン戦争、イラク戦争の開戦に反対し、テロ対策特別措置法やイラク対策特別措置法の制定に反対してきた立場である。

さて、イラク、インド洋、クウェートなどに派遣された自衛官の自殺等による死者が多数に上っているらしいとの事実が判明している。

以下、質問する。

一 テロ対策特別措置法に基づき、インド洋における補給活動に派遣された海上自衛隊員の、派遣時から撤収時までの、重複を含むのべ人数を明らかにされたい。

二 イラク対策特別措置法に基づき、イラクに派遣された自衛隊員の、派遣時から現在までの、重複を含むのべ人数を明らかにされたい。

三 インド洋における補給活動に派遣された自衛隊員、及びイラクに派遣された自衛隊員のうち、在職中に死亡した隊員の数、そのうち死因が自殺であった者、死因が傷病の者、死因が「事故または不明」の者の数を、陸海空自衛隊員毎に明らかにした上で、これらの方々の尊厳犠牲性に対する政府の見解を示されたい。

四 自衛隊員のうち、インド洋、イラク、クウェートなどに派遣された経験者で、帰還し、退職した後に、精神疾患になった者や、自殺した隊員の数、陸海空自衛隊員毎に、その数を明らかにした上で、元隊員、または、ご遺族に

対し、政府としては、どのような形で責任をとるつもりなのか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一八二号
平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出イラク帰還自衛隊員の自殺に関する質問に対する答弁書

一について

我が国は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。)に基づき、延べ約一万九百人の海上自衛隊員をインド洋に派遣してきたところである。

二について

我が国がイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク特措法」という。)に基づき派遣した自衛隊の部隊の一部については、イラクに入国していない場合があることから、お尋ねの人数について確定的にお答えすることは困難であるが、平成十九

年十一月七日現在までに、我が国は、イラク特措法に基づき、延べ約五千六百人の陸上自衛隊員、延べ約三百三十人の海上自衛隊員及び延べ約二千八百七十人の航空自衛隊員を派遣してきたところである。

三及び四について

テロ対策特措法又はイラク特措法に基づく派遣と隊員の死亡との関係については、一概には申し上げられないが、平成十九年十月末現在で、テロ対策特措法又はイラク特措法に基づき派遣された隊員のうち在職中に死亡した隊員は、陸上自衛隊が十四人、海上自衛隊が二十人、航空自衛隊が一人であり、そのうち、死因が自殺の者は陸上自衛隊が七人、海上自衛隊が八人、航空自衛隊が一人、病死の者は陸上自衛隊が一人、海上自衛隊が六人、航空自衛隊が零人、死因が事故又は不明の者は陸上自衛隊が六人、海上自衛隊が六人、航空自衛隊が零人である。

また、防衛省として、お尋ねの「退職した後」に、精神疾患になった者や、自殺した隊員の数については、把握していない。

海外に派遣された隊員を含め、退職後であっても在職中の公務が原因で死亡した場合には、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定が準用され、一般職の国家公務員と同様の補償が行われるほか、その尊厳犠牲性に思いをいたし、哀悼の意を表するとともに、その功績を永く顕彰するため、毎年、自衛隊記念日行事の一環として、防衛大臣の主催により、内閣総理大臣の出席の下、自衛隊殉職隊員追悼式を執り行っている。

政府としては、海外に派遣された隊員が得た経験については、今後の自衛隊の活動に最大限いかしてまいりたい。

平成十九年十一月二日提出
質問 第一八三号

我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問主意書

一 いわゆるテロ対策特別措置法を根拠として、二〇〇一年十二月より二〇〇七年十一月一日まで続けられた、我が国の海上自衛隊によるインド洋における諸外国の軍隊等の艦船等に行った油や水の補給活動（以下、「補給活動」という。）について、これまで補給された油、水の総量及び総補給回数につき、それぞれ明らかにされたか。

二 「補給活動」に従事した我が国の補給艦の名称を明らかにされたか。

三 「補給活動」で政府が補給した油はどのように調達されたか。油の購入先及び購入金額を年ごとに明らかにされたか。

四 二〇〇七年八月十五日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六七第三号、以下、「政府答弁書」という。）によると、「補給活動」での政府による油の補給に係る予算の執行実績について、二〇〇一年度から二〇〇七年度まで、艦船用燃料は約四十二億円、約六十八億円、約二十二億円、約二十三億円、約二十一億円、約三十

五億円、約五億円、艦艇搭載ヘリコプター用燃料は約千三百五十万円、約七百七十万円、約二千九百二十万円、約三百八十万円であるとそれぞれ明らかにされているが、三の油の購入に要した金額は、右の執行実績の内何割を占めるか。

五 「補給活動」で政府が補給した水はどのように調達されたか。水の購入先及び購入金額を年ごとに明らかにされたか。

六 「政府答弁書」によると、「補給活動」での政府による水の補給に係る予算の執行実績について、二〇〇四年度から二〇〇七年度までそれぞれ約七十八万円、約二百二十一万円、約二百八十九万円、約三十五万円であると明らかにされているが、五の水の購入に要した金額は、右の執行実績の内何割を占めるか。

七 三と五の油と水の購入先はどのように決められたか。一般競争入札によるものか、随意契約によるものか等、三と五の購入先が決定されるまでの経緯等について詳細な説明を求める。

八 二の「補給活動」に従事した我が国の補給艦への油または水の調達、積み込みはどこでなされたか。右質問する。

内閣衆質一六八第一八三号
平成十九年十一月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成十三年十二月二日から平成十九年十月二十九日までの間に、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。）に基づく協力支援活動として、インド洋において我が国が諸外国の軍隊等の艦船に行った海上補給に係る補給量及び補給回数について

は、それぞれ、艦船用燃料にあつては約四十九万キロリットル、七百九十四回、艦艇搭載ヘリコプター用燃料にあつては約九百八十六キロリットル、六十七回、水にあつては約六千九百二十五キロリットル、百二十八回である。当該海上補給に従事した我が国の補給艦の名称は、「はまな」、「とわだ」、「ときわ」、「ましゅう」及び「おうみ」である。

三について

我が国がこれまでに諸外国の軍隊等の艦船に行った海上補給に係る燃料の調達額については、艦船用燃料にあつては、平成十三年度は約四十二億円、平成十四年度は約六十八億円、平成十五年度は約二十二億円、平成十六年度は約二十三億円、平成十七年度は約二十一億円、平

成十八年度は約三十五億円、平成十九年度は約十三億円であり、艦艇搭載ヘリコプター用燃料にあつては、平成十六年度は約千三百五十万円、平成十七年度は約七百七十万円、平成十八年度は約二千九百二十万円、平成十九年度は約七百六十万円である。なお、平成十九年度の艦船用燃料の調達額については、現時点では精算未了のための概算額が含まれている。

また、調達の近況についてお答えすれば、燃料については、外国で搭載しているものは、我が国の商社二社との随意契約により調達し、我が国国内で搭載しているものは、競争参加資格登録企業を対象に競争入札により調達した。

四について
三についてでお答えした燃料の調達額と御指摘の答弁書でお答えした予算の執行実績の額とは、お答えした時点による差はあるものの、同じである。

五について
我が国がこれまでに諸外国の軍隊等の艦船に行った海上補給に係る水の調達額については、平成十六年度は約七十八万円、平成十七年度は約二百二十一万円、平成十八年度は約二百八十九万円、平成十九年度は約百八十万円である。また、水の調達については、寄港地において随意契約により現地業者から調達した。

六について
五についてでお答えした水の調達額と御指摘の答弁書でお答えした予算の執行実績の額とは、お答えした時点による差はあるものの、同じである。

七について

艦船用燃料のうち外国で搭載している燃料については、テロ対策特措法に基づく協力支援活動開始当初の平成十三年に、石油会社や商社計十八社を対象に、外国での燃料供給能力に関する調査を行い、そのうち二社のみが現地での確実な供給能力があると判断されたことから、当該二社間で指名競争入札を実施し、落札した企業と契約を締結した。その後、供給能力を安定的に確保するためには、当該二社による供給が必要と判断されたことから、当該二社との間で随意契約を締結している。さらに平成十九年度においては、公募方式を導入したが、当該二社のみの応募があったところであり、その供給能力を審査した上、当該二社と随意契約を締結したところである。

また、艦船用燃料のうち我が国国内で搭載するもの及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料については、国内で競争参加資格登録企業を対象に競争入札により調達した。

水については、寄港地において、最も確実に供給できると判断された現地業者と随意契約により調達した。

八について

燃料及び水の調達、搭載を行った場所については、外国で搭載する場合、これを明らかにすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれがあること等から、お答えを差し控えた。また、国内で調達した燃料及び水の補給艦への搭載は、海上自衛隊の補給施設等で行っている。

平成十九年十一月二日提出
質問 第一八四号

社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問主意書

二〇〇七年十月三十一日、国民の年金記録がずさんに管理されていた問題（以下、「年金記録問題」という。）に対する第一義的責任等を含む事実関係について検証する年金記録問題検証委員会の調査結果（以下、「調査結果」という。）が公表され、増田総務大臣に最終報告書が提出された。

「調査結果」の内容と「前回答弁書」（内閣衆質一六八第一二三号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一六八第七五号）を踏まえ、再度質問する。

一 「調査結果」に対する政府の評価如何。

二 「前回答弁書」及び「前々回答弁書」では、「年金記録問題」に対する第一義的責任は誰にあるかとの質問に対して、年金記録問題検証委員会での調査結果がまだ出ておらず、政府としては調査の結果を踏まえて適切に判断したいとの答弁がなされているが、「調査結果」が公表された今、「年金記録問題」の第一義的責任は誰が負うべきか、政府の見解を明らかにされたい。

三 「年金記録問題」を受け、社会保険庁では現職職員全員には本年夏の賞与の返上を求め、既に退職した職員に対しては現職職員が返上する額と同程度の寄付を求める処置（以下、「処置」という。）がとられている中で、歴代厚生省・厚生労働省の事務次官の一部（以下、「一部の事務次官」という。）が今なお寄付に応じていないこと

について、「前回答弁書」及び「前々回答弁書」では「厚生労働省としては、寄付を行うか否かは、自由意思に基づいて歴代厚生労働事務次官等が個人として決定すべきものであると考えている。」（「歴代厚生労働事務次官等の寄付について」）は、個人としての行為であるため、お尋ねの氏名を公表することは考えていない。」との答弁がなされ、「処置」に応じない「一部の事務次官」の氏名を公表することもなく、「処置」に応じよう要請することも考えていないとの考えを政府は示しているが、「調査結果」によると、「年金記録問題」の責任について、歴代社会保険庁長官を始めとする同庁幹部の責任が最も重いと

し、また厚労省の事務次官を筆頭に関係部署の幹部職員にも重大な責任があるとされている。「処置」の目的が「前々回答弁書」でいう「年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す」ことにあるならば、政府として「一部の事務次官」に「処置」に応じることを求めるべきであると思料するが、政府の見解如何。

四 歴代厚生大臣及び厚労大臣に対して「処置」と同様に給与・賞与の返還を求める考えはないかとの質問に対し、「前回答弁書」及び「前々回答弁書」では「社会保険庁を指導し、監督する責任を負うのは、第一義的には同庁長官であり、政府としては、歴代厚生大臣等に対し、寄付等をお願いすることは考えていない。」（御指摘の「処置」は、社会保険庁としての年金記録問題に対する反省と同庁の業務等の改革への姿勢を示す意味で、社会保険庁長官が同庁職員等に対し理解と賛同をお願いしたものであり、お尋ねの歴代厚生大臣等に対し、同様をお願いをする

ことは考えていない。」との答弁がなされているが、「調査結果」によると、歴代厚生大臣にも組織上の統括者としての責任は免れないとの報告がなされているところ、歴代厚生大臣及び厚労大臣も給与・賞与の返還等、「処置」と同様に何らかの対応をとる必要があると考えるが、政府の見解如何。

五 「調査結果」では、歴代社会保険庁長官及び同庁幹部、厚生事務次官及び厚労事務次官、厚生大臣及び厚労大臣の「年金記録問題」への責任を認めているが、その一方でそれぞれの個人名は挙げられておらず、結局誰が「年金記録問題」の第一義的責任を負うかが明確にされていない。

内閣の長であり、また行政の長でもある内閣総理大臣は、歴代厚生大臣及び厚労大臣、厚生事務次官及び厚労事務次官、社会保険庁長官につき、それぞれどの者がその任に就いている時にどれだけ年金の記録漏れが発生しているかを調査し、その結果を公表することにより改めて「年金記録問題」の責任の所在を明確にすることで、初めて「年金記録問題」の再発防止及び解決に向けての国民の理解が得られるものと考ええるが、福田康夫内閣総理大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一八四号
平成十九年十一月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員
の賞与返還に関する第三回質問に対する答
弁書

一について

政府としては、御指摘の最終報告書（以下「最
終報告書」という。）における指摘は、重要なも
のであると認識しており、これを厳粛に受け止
め、年金記録問題の解決及び社会保険庁改革の
推進に政府を挙げて取り組んでまいりたいと考
えている。

二について

最終報告書を踏まえると、年金記録問題の第
一義的責任は、社会保険庁にあるものと認識し
ている。

三について

歴代厚生労働事務次官等については、最終報
告書において指摘されている責任の重さを十分
認識し、率直な反省を行うべきであると考えて
おり、寄附を行うか否かについても、最終報告
書における指摘を踏まえて、それぞれの歴代厚
生労働事務次官等が判断すべきものであると考
えている。

四について

最終報告書において指摘されている歴代厚生
大臣等の組織上の統括者としての責任について
の対応は、それぞれの歴代厚生大臣等が判断す
るものであると考えている。

五について

政府としては、最終報告書における指摘を踏
まえると、社会保険庁における業務管理等に関
する様々な問題に対する組織的な対策が長期間

にわたって執られてこなかったことが、年金記
録問題の原因であると考えており、お尋ねの調
査を実施したとしても、特定の時期の特定の個
人の責任を具体的に明らかにすることは困難で
あると考えている。

いずれにしても、最終報告書における指摘を
厳粛に受け止め、年金記録問題の解決及び社会
保険庁改革の推進に政府を挙げて取り組み、こ
れを実現していくことが、国民に対して年金記
録問題に係る責任を果たし、ひいては年金制度
に対する国民の信頼を回復することにつながる
ものと考えている。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一八五号

年金記録問題発生に係る責任問題に関する質
問主意書

提出者 江田 憲司

年金記録問題発生に係る責任問題に関する
質問主意書

年金記録問題検証委員会報告書（以下「報告書」
という。）が指摘した「年金記録問題発生」の責任の
所在を踏まえ、以下質問する。

一 報告書は、「歴代の社会保険庁長官を始めと
する幹部職員の責任は最も重い」としている
が、

① 今回、検証委が聴取できた歴代社会保険庁
長官は三人のみと報道されているが、その固
有名詞と聴取内容を明らかにされたい。

② 「最も重い責任」がある歴代社会保険庁長官
が、検証委の調査・検証に協力するのは当然

のところ、①以外の歴代社会保険庁長官が検
証委の聴取を拒否したことは言語道断であ
る。その拒否理由を、歴代社会保険庁長官毎
に国民の前に明らかにされたい。

③ 仮に、②で個別に明らかにできない場合、
拒否理由毎に、その人数を明らかにされた
い。

④ 「最も重い責任」があるとされた歴代社会保
険庁長官に対し、今後、国民に対しどのよう
な責任の取り方を求めているのか。退職金の
返上や、年金記録の名寄せ作業等に係る費用
の弁償を含め、具体的な政府の方針を問う。

二 報告書は、「事務次官を筆頭とする厚生労働
省本省の関係部署の幹部職員にも重大な責任が
ある」としているが、

① 今回、検証委は歴代事務次官他本省幹部職
員の聴取は行ったのか。行わなかったのな
ら、その理由如何。

② 「重大な責任」があるとされた歴代事務次官
他本省幹部職員に対し、今後、国民に対しど
のような責任の取り方を求めているのか。退
職金の返上や、年金記録の名寄せ作業等に係
る費用の弁償を含め、具体的な政府の方針を
問う。

三 報告書は、「厚生労働大臣についても、組織
上の統括者としての責任は免れない」としてい
るが、今後、どのような責任の取り方を求めて
いくのか。具体的な政府の方針を問う。

四 報告書は、「職員団体においても、年金記録
の適切な管理を阻害した責任がある」としてい
るが、今後、どのような責任の取り方を求めて
いくのか。具体的な政府の方針を問う。

五 報告書は、「システム開発事業者が、記録を
全く保存していないことは、その責任は免れな
い」としているが、

① そのシステム開発事業者とは誰か。

② 今後、そのシステム開発事業者に対し、ど
のような責任の取り方を求めているのか。年
金記録の名寄せ作業等に必要な新しいシステ
ム開発に係る費用の肩代わり等を含め、具体
的な政府の方針を問う。

内閣衆質一六八第一八五号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出年金記録問題発生に
係る責任問題に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出年金記録問題発
生に係る責任問題に関する質問に対する答
弁書

一 ①から③までについて

政府としては、年金記録問題検証委員会（以
下「検証委員会」という。）による社会保険庁長官
経験者からのヒアリングについては、特定の時
期の長官経験者の責任を追及するためではな
く、年金記録の管理業務などに詳しいと考えら
れる者から、社会保険庁の業務運営上の問題な
どについて検証する上で必要な情報を収集する
ために行われたものであり、そのような観点か
ら、村瀬清司氏、真野章氏及び佐々木典夫氏に

ついて行われたものであると承知している。また、この三名以外の社会保険庁長官経験者について、検証委員会としてヒアリングを求めたことではないものと承知している。

一の④及び二の②について

歴代厚生労働事務次官等については、既に本年六月に、厚生労働事務次官から、歴代厚生労働事務次官に対して、厚生労働事務次官及び社会保険庁長官から、歴代社会保険庁長官に対して、また、社会保険庁長官から、平成十九年六月二十九日現在で社会保険庁に在籍していた職員及び昭和三十七年の社会保険庁創設以降同庁に在籍し一定の役職以上の経験があった元同庁職員に対して、それぞれ賞与相当額の全部又は一部の自主返納等を求めているところであるが、政府としては、これらの者は、今回の総務省年金記録問題検証委員会報告書(以下「報告書」という。)において指摘されている責任の重さを十分認識し、率直な反省を行うべきであると考えており、自主返納等を行うか否かについても、報告書における指摘を踏まえて、それぞれが判断すべきものであると考えている。

二の①について

政府としては、検証委員会においては、厚生事務次官経験者及び厚生労働事務次官経験者からのヒアリングは行われていないが、年金記録問題の発生の経緯、原因、責任の所在等について検証するために厚生労働省本省幹部職員を含む関係者からの必要なヒアリングは行われていると承知している。

三について

報告書において歴代厚生労働大臣等の組織上

の統括者としての責任が指摘されているが、これについての対応も、それぞれの歴代厚生労働大臣等が判断するものであると考えている。

四について

政府としては、職員団体としても、報告書における指摘を踏まえ、適切に対応するものと認識している。

五の①について

報告書とともに公表された報告説明書においては、オンライン化切替時における不備データに関する記録を保存していない株式会社エヌ・ティ・ティ・データの責任について言及されているところであり、お尋ねのシステム開発事業者とは、同社のことであると考えている。

五の②について

政府としては、御指摘のシステム開発事業者は、今後、年金記録の名寄せ等の実施のためのシステム開発に係る業務等を適切に実施することによってその責任を果たしていくべきものと考えている。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一八六号

約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問主意書

一 年金記録問題検証委員会が行ったサンプル調査(サンプル数:七八四〇件)の結果、誰のものかわからない記録が三三八・五%もあったとのことだが、これら記録の名寄せ作業は極めて難

易度が高いと推測される。来年三月末までの作業完了に向けて、以下の項目毎に、その三八・五%に占める割合と、今後、どのような方法で名寄せ作業を実施していくのか、具体的に明らかにされたい。

① 氏名などが空欄の記録

② 婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録

③ 漢字変換ミス等オンラインへの入力ミスがあったと考えられる記録

④ 平成十四年八月以前に死亡したと考えられる者の記録

⑤ 海外居住者の記録

二 一の作業の結果、政府の約束通り、来年三月末までに、約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業と、関係者への通知は完了するものと考えてよい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一八六号

平成十九年十一月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出約五〇〇〇万件の未統合記録の名寄せ作業に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のサンプル調査の結果においては、婚

姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録、オンライン記録の入力ミス等があったと考えられる記録、平成十四年八月以前に死亡したと考えられる者の記録等を「その他」として分類しているが、そのうち、氏名又は生年月日が欠落しているため住民基本台帳ネットワークシステム上の記録と照合できなかった者の記録については、サンプル総数七千四百八十件に占める割合(以下単に「割合」という。)は、約五・九パーセントである。

これ以外のお尋ねの記録の割合については御指摘のサンプル調査の結果からは明らかではないが、社会保険庁においては、婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録の割合は約七・七パーセント、平成十四年八月以前を含め死亡したと考えられる者の記録の割合は約六・五パーセントと推計している。

また、お尋ねの「漢字変換ミス等オンラインへの入力ミスがあったと考えられる記録」及び「海外居住者の記録」については、現時点では、それぞれに該当する記録の特定等が困難であることから、これらの割合について推計することにも困難である。

政府としては、今後、本年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」及び本年八月に厚生労働省において取りまとめた「年金記録適正化実施工程表」に基づき、平成十九年十一月末までを目途に、名寄せを行うためのプログラムを開発し、氏名、生年月日又は性別が収録されていない記録については社会保険

事務所に現存している年金手帳記号番号抽出簿等の記録に基づき補正した上で、平成二十年三月までを目途に、当該プログラムによる名寄せを実施し、その結果、基礎年金番号に記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴等をお知らせすることとしている。

また、名寄せだけでは基礎年金番号に結び付けることができない記録については、別途、当該記録の内容を説明した上で、必要な対策を実施し、できる限り基礎年金番号に記録を結びつけていくこととしている。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一八七号

自立支援医療に関する質問主意書

提出者 山井 和則

自立支援医療に関する質問主意書

一 障害者自立支援法施行によって始まった自立支援医療により、精神科医療機関への受診に關してどのような変化があったか厚生労働省は把握しているか。把握している場合、その受診状況の変化はどのようなになっているか。把握していない場合、それはなぜか。把握する必要があると考えるが、今後把握していくのか。

二 一に關連して精神科通院患者の負担増により、外来やデイケアあるいは訪問看護の回数を減らすといった受診抑制を招いている実態はないか。そうした実態を把握している場合、なんらかの対策を講じているか。講じている場合、その対策のすべてについてお答えいただきたい。講じていない場合、それはなぜか。今後、なんらかの対策を講じる考えはあるか。

三 精神科通院患者は、自立支援医療によって、受診が不可能になったり、受診を減らすなど大変厳しい状況に置かれている。精神科通院患者および患者を抱える家族の自殺および自殺未遂の件数について厚生労働省は把握しているか。把握している場合、その自殺および自殺未遂の件数はどのように推移しているか。把握していない場合、それはなぜか。把握する必要があると考えるが、今後把握していくのか。

四 自立支援医療による精神科通院患者の受診の際の負担増の結果、高額な薬が使えなくなった実態はないか。把握している状況をお教え願いたい。

五 自立支援医療では自己負担額に上限が設けられているが、これは世帯の収入により決定されることとなっている。そのため、上限額を下げるため、もしくは上限までも払えないという理由で、世帯分離を行い、単独の国保に入ったり、生活保護に移行した障がいの方々がいる。新たに世帯分離をして生活保護を受けるようになった人数についてその実態を把握しているか。その人数は何人か。もし把握していないならば調査すべきと考えるがいかか。

六 ① 五で指摘したように障害者自立支援法という法律のために世帯分離せざるを得なくなるのは大変問題である。政府は法律によって世帯分離が増えている現状をおかしいと思わないか。どのように考えているか。

② 精神障害者手帳の制度が障害者自立支援法に組み入れられなかったことにより、障害年金・障害者手帳・自立支援医療と、それぞれ

個別に手続きが必要になり、このことが患者さん、医療機関、自治体担当者の全てに対して非常に負担をもたらしている。厚生労働省はそのような状況を把握しているか。今後なんらかの対応をしていくのか。

③ 精神保健及び精神障害者福祉法第四十五条の制度の下においては精神障害者保健福祉手帳の更新が二年ごとであったのに、自立支援医療の制度においては毎年更新になり、患者さんの経済的負担増や、医療機関、自治体担当者の事務的混乱を招いている。厚生労働省はそうした状況を把握しているか。今後なんらかの対応をしていくのか。

④ これまでの精神保健及び精神障害者福祉法第四十五条の申請では住所・氏名を書く書類が一枚と診断書だけだったが、自立支援医療になって、申請書、健康保険証のコピー、自治体が所得を調べるための「承諾書」(同一保険に入っている人全員の署名と印)、診断書、重度かつ継続かどうかを記す書類の計五枚が必要になった。その結果、申請後の審査に時間がかかるようになり、地域によっては受給者票が三ヶ月以上発行されないという現実がある。このため一人一人の上限額が分からないので、精神科医療機関は患者さんにくら負担していただくべきか分からないという事態になっている。またこの間、医療機関はレセプトを提出できないという事態が起きている。このように受給者票の発行が大幅に遅れることにより、医療機関の事務作業量の増加の実態あるいはレセプト提出を見送らざるを得ないことによる医療機関の収入減の実態

を把握しているか。厚生労働省は、なんらかの対策をとっているか。

⑤ 患者、医療機関、行政担当者の多大な犠牲の上で、自立支援医療は、障害者自立支援法施行前の制度と比較してどれだけの国費削減を生み出しているのか。二〇〇一年度から二〇〇七年度予算ベースまでの推移についてお答えいただきたい。またその額の推移について見解を述べられたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一八七号
平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出自立支援医療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出自立支援医療に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについて、診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の件数の変化についてみると、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)の施行前の平成十七年度の平均件数は約百四十六万件である一方、法の施行後の平成十八年度における精神科通院医療に係るレセプトの一月当たりの平均件数は約百四十七万件となっている。

二 について
厚生労働省としては、御指摘の「受診抑制を

招いている実態については承知していない。
三について

厚生労働省としては、お尋ねの「自殺および自殺未遂の件数」については、これまで調査を実施したことがなく把握していないが、地方自治体等からのレセプト件数の報告等に基づき自立支援医療制度の適正な運用に努めているところであり、「自殺および自殺未遂の件数」について把握するため調査等を実施する考えはない。
四について

厚生労働省としては、御指摘のような実態については承知していない。
五及び六の①について

厚生労働省としては、お尋ねの「新たに世帯分離をして生活保護を受けるようになった人数」の実態については把握していないが、自立支援医療については、所得の低い方や相当額の医療費が継続的に生じる方を対象として、世帯員の所得や障害者又は障害児の保護者の収入に応じた利用者負担上限月額を設定するなどきめ細かな負担軽減措置を講じていることから、お尋ね無理のない利用者負担となっているものと考えており、御指摘の調査を行うことは考えていない。

六の②について

厚生労働省としては、御指摘のような状況については承知していないが、障害年金、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療については、それぞれ異なる制度として運用されており、その交付又は支給に当たっては、それぞれ所定の手続を行っていただく必要があると考えている。

六の③について

厚生労働省としては、御指摘のような状況については承知していないが、自立支援医療費の支給認定に当たっては、有効期間を一年以内として支給認定の更新手続を行うことにより、公費負担医療の必要性をよりきめ細かく確認し、適切な認定を行う必要があると考えている。
六の④について

厚生労働省としては、御指摘のような実態については承知していないが、五及び六の①について述べた負担軽減措置を適切に実施するためには、申請書の他に複数の書類による一定の事項の確認等が必要であると考えている。
六の⑤について

法の施行前の育成医療、更生医療及び通院医療並びに法の施行後の自立支援医療（以下「自立支援医療等」という。）に係る国庫負担の推移について、お尋ねの平成十三年から平成十九年度までの状況をみると、補正後予算では、平成十三年度が約五百十三億円、平成十四年度が約五百一億円、平成十五年度が約六百七十六億円、平成十六年度が約七百五億円、平成十七年度が約七百八十六億円、平成十八年度が約八百六十二億円となっており、また、平成十九年度は当初予算で約千三百十三億円となっているところである。厚生労働省としては、自立支援医療等については、必要な予算額を確保しているものと認識しており、「国費削減を生み出している」との御指摘は、当たらないものと考えている。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一八八号

薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問主意書

一 二〇〇二年八月十九日に報告のあった「フィブリノゲン製剤によるC型肝炎ウイルス感染に関する調査報告書」（以下、報告書）及び四一八名の症例一覧表の公表時にはないとされていた個人情報記載されていた資料が今回、発見された件について、お答えいただきたい。一連の報告書公表から今に至るまで、旧ミドリ十字の資料は公表されているものの厚生労働省内の資料は明らかにされていない。いわゆる薬害エイズ事件における「郡司ファイル」に匹敵する資料があるものと思われる。

「フィブリノゲン・ミドリの事故報告」について（第四回最終報告）（一九八七年五月三十一日）厚生省薬務局安全課医薬品副作用情報室長（一九八七年五月当時）・牧野利孝氏のメモやファイルがあるのではないかと。それら資料の有無について、いつ、誰が調べたか。調べた職員の名前、所属課および役職をお教え願いたい。

二 一同様に厚生労働省医薬局長（二〇〇二年八月当時）・宮島彰氏のメモやファイルがあるのではないかと。それら資料の有無について、いつ、誰が調べたか。調べた職員の名前、所属課および役職をお教え願いたい。

役職をお教え願いたい。

三 厚生労働省は、二〇〇四年十二月十日に行ったような、フィブリノゲンを納入した七〇〇四の全医療機関の新聞紙上での公表をいつ行うのか。また今まで明らかにした七〇〇四の医療機関以外にもフィブリノゲンを納入した医療機関があるといわれている。いつ、誰が、どのように再調査を行うのか。

四 最初の二名、追加発表の八名、計十名の実名が公表されたが、それ以外はいないのか。四一八名の症例一覧表中、実名を把握していると田辺三菱製薬から報告のあった一九七名の実名については、いつ、誰が調べたのか。調べた職員の名前、所属課および役職をお教え願いたい。

五 薬害肝炎の原告弁護士から症例一覧表にある四一八名への告知の要望書を今までにもらったことはないか。

六 二〇〇二年以降、薬害肝炎原告弁護士から要望書はいつ、何回ももらったか。それら要望書を受け取った日時とその内容についてお教え願いたい。

七 症例一覧表四一八名への告知等のための新聞への告知広告は、いつ、何回、どのような内容で出したか。新聞広告の日時およびその内容についてお教え願いたい。

八 七の新聞広告とともに国民への周知にあたってポスターも作成したことだが、それはどのような内容か。いつ、何枚、どのように掲示されたか。

九 七と八の周知にあたっては、国民からの電話相談も受け付けたというが、いつ、どのように

行い、その相談件数は何件あり、国民からの相談内容はどうかであったか。

十二〇〇二年八月十九日の報告書及び四一八名の症例一覧表の公表時、同報告書作成に関与した当時の担当課の名称をお教え願いたい。

十一 以上の事実を踏まえ、各項目の作業等に関わった担当部局及び担当者への責任について、どのように考え、今後どのように対応していくのか政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六八第一八八号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎に関わる公表資料および一般国民への注意喚起のための医療機関の公表・周知等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「牧野利孝氏のメモやファイル」及び「宮島彰氏のメモやファイル」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

厚生労働省としては、同省ホームページに掲載している約七千の医療機関の名称を新聞を活用して改めて広報することとしているが、その具体的な時期については、現時点では未定である。

御指摘の七千四の納入先については、三菱ウエルファーマ株式会社保有する昭和五十五年一月から平成十三年二月までの間の販売実績データから明らかとなったものであるが、昭和五十四年以前にファイブリノゲン製剤が納入された医療機関等については、販売実績データが残っていないことから、御指摘の再調査により、これを把握することは困難であると考えている。また、平成十三年三月以降に新たにファイブリノゲン製剤が納入された医療機関等については、平成六年に新たなウィルス不活化処理が導入される前の、原料に混入した肝炎ウィルスの不活化が十分になされていないファイブリノゲン製剤は納入されていないと考えられることから、御指摘の再調査を行う必要はないと考えている。

四について

御指摘の「二九七名の実名」については、厚生労働省としては、平成十九年十月二十二日、田辺三菱製薬株式会社及び株式会社ベネシスから、両社が百九十七名の実名を保有している旨の報告を受けたところであるが、その実名については調査していない。

五について

お尋ねについては、厚生労働省として把握している限りでは、「抗議及び緊急要請書」（平成十九年十月十六日付け）が厚生労働大臣あてに提出されている。

六について

お尋ねについては、厚生労働省として把握している限りでは、薬害肝炎弁護団又は薬害肝炎全国弁護団から五についてでお答えしたもののほか、「要請書」（平成十五年六月二十四日付け）、「薬害肝炎の全面解決に向けた要請書」（平成十八年六月二十二日付け）、「肝炎問題の全面解決に向けた統一要請書」（平成十八年六月二十六日付け）、「面談要請書」（平成十八年九月八日付け）、「面談要請書」（平成十九年三月二十三日付け）、「恒久対策・インターフェロン（IFN）療法に対する助成要求」（平成十九年三月二十八日付け）、「要請書」（平成十九年八月一日付け）、「要請書」（平成十九年九月十日付け）、「ファイブリノゲン資料に関する調査プロジェクトチーム」についての要請書（平成十九年十月二十九日付け）及び「要請書」（平成十九年十一月七日付け）が厚生労働大臣あてに提出されており、それらの主な内容は、厚生労働大臣との面談の要請、ファイブリノゲン製剤訴訟の早期全面解決の要請、インターフェロン投与に要する治療費支援の要請等である。

七から九までについて

厚生労働省においては、お尋ねのような新聞への告知広告、ポスターの作成及び国民からの電話相談の受付については行っていない。

十について

御指摘の「二〇〇二年八月十九日の報告書」は「ファイブリノゲン製剤によるC型肝炎ウイルス感染に関する調査報告書」とのことと思われる

が、同報告書は、厚生労働省医薬局に在籍する職員をスタッフとして、御指摘の「症例一覧表」を含め、平成十四年八月九日に三菱ウエルファーマ株式会社から報告のあった事項等について調査が行われ、同月二十九日に取りまとめられたものである。

十一について

現在、厚生労働大臣の命により設置された「ファイブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」が当該資料の収集から公表に至る経緯等について調査を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

平成十九年十一月五日提出

質問 第一八八号

兵器等の購入価格等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

兵器等の購入価格等に関する質問主意書
平成十九年十月二十八日、民放の番組で、石破防衛大臣は、以下の発言をされた。

「例えば、我が国のF15戦闘機が二百億円で、アメリカのF15なら六十億円とか七十億円です。で、あるいはF2戦闘機が二百二十億、原型的なアメリカのF16は、五十億、確かじゃないんですよ」「なんでそうなるのかっていうメカニズムはいろんなことがあるんです」「この価格は本当に正しいのっていう議論がきちんとして行われてきたかというと、それはそうでもない」

そこでお尋ねする。

一 1 なぜ高値での購入がなされるのか。

2 石破大臣によると購入価格が正しいかどうかの議論はきちんと行われていないとされる。それは事実か。

3 今後、購入価格が正しいかどうかの調査をして公表するおつもりがあるか。内閣の見解を問う。防衛大臣が疑問を呈していることに關して、何も調査をせずにフタをすることは許されないと考える。いかがか。

4 石破大臣には、これまで「海外からの調達には商社が入るが、こういう国はあまりない」「調達のやり方自体に相当問題があるのでは」との趣旨の発言や執筆はあるか。商社を介する購入方法に問題があるとお考えか。それに関する調査をすべきと考えるが、いかがか。

二 F15のライセンス契約料はいくらか。

三 昨年度の防衛省の兵器購入のうち、米国での価格の一、五倍以上で購入しているものを購入価格・購入元企業名とともにすべてお示し願いたい。

四 昨年度の防衛省の兵器購入のうち、商社を介して購入したものをすべてお示し願いたい。それぞれ、購入価格、商社への手数料額、商社名をお示し願いたい。また、当該商社への国家公務員の再就職人数を商社名ごとにお示し願いたい。

五 昨年度の防衛省の兵器購入元企業のうち、元国家公務員職員を受け入れている企業名と受け入れ人数・出身省庁・役職をお示し願いたい。

また、それぞれの企業から購入した兵器名と購入価格、随意契約か否かもお示し願いたい。

これらの質問は行政として当然、日頃から情報収集をしておくべきものであると考えており、本来は、七日以内に答弁が可能であると考えている。しかし、答弁に時間がかかるのであれば、あえて延長も了解するので、誠実に答弁頂くことをお願いする。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことをお願いする。

右質問する。

内閣衆質一六八第一八九号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出兵器等の購入価格等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出兵器等の購入価格

等に関する質問に対する答弁書

一の1について

自衛隊の装備品と諸外国の軍隊の装備品との価格の比較をするためには、装備品の内容、数量及び価格の構成の詳細等を明確にする必要があるが、諸外国の軍隊の装備品については、これらが必ずしも明らかでなく、一概に比較することは困難であり、防衛省が装備品を諸外国に比して不合理に高い価格で購入をしているとは必ずしもいえないと考えている。

一の2について

御指摘の石破防衛大臣の発言は、F-15戦闘機、F-2戦闘機を始めとする我が国の主要防衛装備品の価格について、今後、ライフサイクルコストも含めコストの妥当性の確認方法等についての議論や検討が必要であるとの趣旨を述べたものと承知している。

一の3について

防衛省において、装備品の調達に当たっては、適正な資料に基づき、関係法令に従って予定価格を算定した上で調達を実施しているところであるが、今後、ライフサイクルコストも含めコストの妥当性の確認方法等についての議論や検討を行い、必要に応じ公表してまいりたい。

一の4について

石破防衛大臣は、例えば、平成十九年十月二十五日の参議院外交防衛委員会において、防衛省の調達における商社の果たす役割を含め、装備品の輸入調達の在り方について検討するとの趣旨を述べているところである。

防衛省においては、装備品の調達に当たっては、関係法令等にとり、契約の相手方を当初から特定の者に決めることなく、広く参加者を募る競争入札等の方法を基本として行っており、契約の適切な履行が見込めれば、商社に限らず契約を行うこととしているが、より適切な調達を行うため、商社の果たす役割を含め、装備品の輸入調達の在り方について、石破防衛大臣の指示に基づき平成十九年十月十八日に設置された寺田防衛大臣政務官を長とする総合取得

改革推進プロジェクトチームにおいて検討することとしている。

二について

お尋ねのライセンス契約料が何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、F-15戦闘機の国内生産に係るライセンス費、ロイヤルティ、技術指導料等を指すのであれば、これは、三菱重工株式会社とザ・ボーイング・カンパニーとの間で締結された技術導入契約において定められたものであると承知しており、これらの額について政府としてお答えする立場にない。

三について

自衛隊の装備品と諸外国の軍隊の装備品との価格の比較をするためには、装備品の内容、数量及び価格の構成の詳細等を明確にする必要があるが、諸外国の軍隊の装備品については、これらが必ずしも明らかでなく、一概に比較することは困難であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

平成十八年度に防衛省(平成十九年一月九日より前は防衛庁。以下同じ。)の装備本部(当時)において一般輸入により調達した装備品に係る契約件名、契約金額及び契約相手方企業名は、次のとおりであるが、一般に、国が行う契約においてその価格の内訳を明らかにすることは、その後の契約において国側が不利になることも予想されることから、お尋ねの手数料額について、お答えすることは差し控えたい。

十一・四ミリメートル普通弾(運用研究用) 約二百七十万円 株式会社銀座銃砲店
 十二・七ミリメートル普通弾 約一億四千万円 株式会社銀座銃砲店
 十四・五ミリメートル表示弾 約七百八十万円 三井物産エアロスペース株式会社
 三十一センチ 約六億五千万円 株式会社山田洋行
 四十ミリメートル催涙てき弾 約二百九十万円 株式会社山田洋行
 七・六ミリメートル対人狙撃銃用弾薬 約二百四十万円 アジア太平洋企業株式会社
 八・五八ミリメートル普通弾(運用研究用) 約六百六十万円 株式会社銀座銃砲店
 八十四ミリメートル無反動砲用直接照準眼鏡 約二百九十万円 住商エアロシステム株式会社
 ハV-七-T型エンジン 約千二百万円 富永物産株式会社
 ハV-七-T型エンジン 約千二百万円 富永物産株式会社
 九ミリメートルフランジブル弾 約三千三百万円 株式会社JALUX
 九ミリメートル空包 約二百八十万円 ミネベア株式会社
 九ミリメートル低貫通弾 約千三百万円 三井物産エアロスペース株式会社
 九ミリメートル徹甲弾 約一千万円 住商エアロシステム株式会社
 九ミリメートル普通弾(無鉛) 約七千万円 株式会社JALUX
 ACMI構成品 約三千八百万円 住友商事株式会社
 AH-1-S武装野整備用工具(輸入)(その二) 約二億円 伊藤忠アビエーション株式会社
 AH-1-S用レーダ警戒装置AN/APR-39(V)-1 約五千五百万円 三井物産エアロスペース株式会社
 AH-1-六四D(機体)用初度部品(輸入)(その二) 約一億三千万円 富士重工業株式会社
 AH-1-六四D(機体)用初度部品(輸入)(その二) 約四億一千万円 富士重工業株式会社
 AH-1-六四D武装部隊整備用工具(輸入)(その二) 約二千九百万円 双日株式会社
 AH-1-六四D武装部隊整備用工具(輸入)(その三) 約二千百万円 住商エアロシステム株式会社
 AH-1-六四D武装部隊整備用工具(輸入)(その四) 約二百四十万円 双日エアロスペース株式会社
 AH-1-六四D部隊整備用工具(輸入)(その四) 約千五百万円 株式会社ジュピターコーポレーション
 AH-1-六四D部隊整備用工具(輸入)(その六) 約二百九十万円 株式会社サイエンステクノロジー
 ジートレーディング
 AH-1-六四D部隊整備用工具(輸入)(その七) 約百二十万円 双日エアロスペース株式会社

AIR CONDITIONING UNIT 約二千二百万円 ユアサアビエーション株式会社
 AIR DATA ELECTRONIC TEST 約七百九十万円 極東貿易株式会社
 AN/AR-147(V)ミサイル警戒装置System Test Set 約千八百万円 極東貿易株式会社
 ATCトランスポンダー 約二百二十万円 海外アビオテック株式会社
 AXLE JACK 約二百二十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 AXLE JACK 約二百二十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 AXLE JACK 約百四十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 AXLE JACK (HAND-CARRY TYPE) 約二百六十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 CH-147(機体)用初度部品(輸入)(その二) 約千三百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 CH-147(機体)用初度部品(輸入)(その二) 約二億四千万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 CH-147J A用エンジン流入空気異物等分離装置(EAPS)(輸入) 約三億八千万円 日本ボール株式会社
 CH-147用空輸器材(その二)(輸入) 約五百五十万円 極東貿易株式会社
 CH-147用空輸器材(その二)(輸入) 約二千万円 五甲商事株式会社
 CH-147用空輸器材(その二)(輸入) 約九十八万円 五甲商事株式会社
 CMD用ライン・テスター 約二千二百万円 丸紅株式会社
 DEEC EDU Functional Tester 約五千万円 三菱商事株式会社
 E-147用整備器材 約三千五百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 E-147用整備器材(その二) 約千七百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 EC-119 LP整備用工具(機体)(輸入) 約六百万円 ユーロヘリ株式会社
 EC-119 LP整備用工具(機体)(輸入) 約百五十万円 ユーロヘリ株式会社
 F-15型機用整備器材(搭載) 約五千七百万円 双日株式会社
 F-15航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その二) 約三千五百万円 サンノウ商事株式会社
 F-15航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その二) 約三千八百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 F-15航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その三) 約二百九十万円 株式会社エアロパートナーズ
 F-15航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その四) 約一億六千万円 住商エアロシステム株式会社

F—一五用搭載武器支援器材(輸入) 約二億三千万円 双日株式会社
 F—二型機用 UHF無線機 約四千万円 住商エアロシステム株式会社
 F—二型機用 タカン装置 約四千五百万円 極東貿易株式会社
 F—二航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その一) 約百七十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 F—二航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その二) 約七百万円 株式会社グローバル・ゲイト
 F—二航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その三) 約千二百万円 住商エアロシステム株式会社
 F—二航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その四) 約五十四万円 株式会社エアロパートナーズ
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その一) 約二百万円 株式会社エアロパートナーズ
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その二) 約百八十万円 五洋商事株式会社
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その三) 約五千三百万円 住商エアロシステム株式会社
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その四) 約二千五百万円 日本エアロスペース株式会社
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その五) 約二百五十万円 日本ボール株式会社
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その六) 約六億円 株式会社山田洋行
 F—二用エンジン初度部品(輸入)(その七) 約一億三千万円 株式会社山田洋行
 F—二用レイトセンサーユニット 約五千五百万円 三菱商事株式会社
 F—二用機体初度部品(輸入)(その一) 約五百五十万円 住商エアロシステム株式会社
 F—二用機体初度部品(輸入)(その二) 約七千万円 三菱商事株式会社
 F—二用搭載武器支援器材(輸入)(その一) 約千二百万円 三井物産エアロスペース株式会社
 F—二用搭載武器支援器材(輸入)(その二) 約六百四十万円 住商エアロシステム株式会社
 FORCE GAUGE 約二十三万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 HEADSET ELECTRICAL 約百三十万円 五洋商事株式会社
 HEADSET MICROPHONE 約四百十万円 スカイトレーディング株式会社
 HEADSET MICROPHONE 約二千二百万円 スカイトレーディング株式会社
 HEADSET MICROPHONE 約九百十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング
 H—STAB HEAT TEST 約二百万円 バイロット株式会社
 H—STAB HEAT TEST 約百九十万円 三菱商事株式会社
 JACK 約二百七十万円 兼松株式会社
 JetSCAN Engine Health System 約四千八百万円 エスアイアイナテクノロジー株式会社
 KC—七六七用整備器材 約二千百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 MAINTENANCE FIX 約百二十万円 住商エアロシステム株式会社

MDMSインストレーション・キット改一 約八千九百万円 株式会社エーティーエー
 POWER SYSTEM ANALYZER 約千二百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 PUNCHING MACHINE METAL, HAND 約五百万円 日本A.T.S.株式会社
 RADIO SET 約四百七十万円 丸紅エアロスペース株式会社
 Recovery Cushion 約四千七百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 RECOVERY DOLLY 約千六百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 RECOVERY DOLLY 約三千三百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 RIG PIN SET 約二百八十万円 三菱商事株式会社
 SH—六〇Jソーナー用ケーブルカッター 約千八百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その一 約一億五千万円 三菱商事株式会社
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その二 約四千五百万円 三井物産エアロスペース株式会社
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その三 約五百六十万円 株式会社ミクニ
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その四 約二百八十万円 伊藤忠アビエーション株式
 会社
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その五 約三千八百万円 五甲商事株式会社
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その六 約二百八十万円 五洋商事株式会社
 SH—六〇K用本体及び機関補用品(輸入)その七 約四十四万円 日本エアロスペース株式
 SWITCH 約千四百万円 兼松株式会社
 T—四航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その一) 約一億円 サンノウ商事株式会社
 T—四航空機緊急射出装置用部品(輸入)(その二) 約千三百万円 住商エアロシステム株式
 T—五型航空機用本体及び機関補用品(輸入)その一 約八百十万円 新東亜貿易株式
 T—五型航空機用本体及び機関補用品(輸入)その二 約千二百万円 伊藤忠アビエーション株式
 会社
 T—五型航空機用本体及び機関補用品(輸入)その三 約百六十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 T—五型航空機用本体及び機関補用品(輸入)その四 約二百七十万円 日本ウッドワードガバ
 ナー株式会社
 T—五型航空機用本体及び機関補用品(輸入)その五 約八十六万円 東京航空計器株式
 T—五型航空機用本体及び機関補用品(輸入)その六 約百三十万円 五洋商事株式
 T—七用プロペラ 約千五百万円 伊藤忠アビエーション株式会社

U-17 用機体初度部品(輸入)(その一)	約五百六十万円	多摩川精機株式会社
U-17 用機体初度部品(輸入)(その二)	約二百六十万円	海外アビオテック株式会社
U-17 用機体初度部品(輸入)(その三)	約百三十万円	東京航空計器株式会社
U-17 用搭載機器	約二千八百万円	海外アビオテック株式会社
U-17 用搭載機器維持部品(その一)	六百三十万円	海外アビオテック株式会社
U-17 用搭載機器維持部品(その二)	約四百十万円	株式会社サイエンステクノロジートレーディング
U-17 用搭載機器維持部品(その三)	約四十七万円	株式会社ブライムコーポレーション
U-17 用搭載機器初度部品	約四百七十万円	海外アビオテック株式会社
TACAN 航法装置 AN/ARN-154(V)	約千六百万円	日本エアロスペース株式会社
TEST SET, BOOM NOZZLE	約五千二百万円	住商エアロシステム株式会社
TEST SET, BOOM NOZZLE	約四千百万円	住商エアロシステム株式会社
TOWING SET	約千五百万円	ハイテクサポート株式会社
TRANSPORTER POSITIONER	約八千三百万円	株式会社山田洋行
U-125/A 用ドロップ・アウト・マスク	約九十五万円	五洋商事株式会社
U-125/A 用飛行管理装置等(その一)	約一億一千万円	極東貿易株式会社
U-125/A 用飛行管理装置等(その二)	約千四百百万円	株式会社サイエンステクノロジートレーディング
U-125/A 用飛行管理装置等(その三)	約十一万円	日本エアロスペース株式会社
U-125/A 救難搜索機	約四十六億円	兼松株式会社
U-125/A 救難搜索機初度部品	約千七百万円	極東貿易株式会社
U-125/A 用エンジン初度部品(輸入)(その一)	約四億八千万円	新東亜貿易株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二)	約二億四千万円	兼松株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三)	約四百五十万円	濱中産業株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四)	約一千万円	濱中産業株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五)	約二千八百万円	住商エアロシステム株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六)	約二百三十万円	兼松株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その七)	約二千六百万円	トーチマークエアロスペース株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その八)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その九)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一〇)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一一)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一二)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一三)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一四)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一五)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一六)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一七)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一八)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その一九)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二〇)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二一)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二二)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二三)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二四)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二五)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二六)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二七)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二八)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その二九)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三〇)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三一)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三二)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三三)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三四)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三五)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三六)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三七)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三八)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その三九)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四〇)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四一)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四二)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四三)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四四)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四五)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四六)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四七)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四八)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その四九)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五〇)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五一)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五二)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五三)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五四)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五五)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五六)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五七)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五八)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その五九)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六〇)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六一)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六二)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六三)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六四)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六五)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六六)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六七)	約三百三十万円	五甲商事株式会社
U-125/A 用機体初度部品(輸入)(その六八)	約三百三十万円	

UH—六〇J用整備器材(搭載) 約千五百万円 住商エアロシステム株式会社
 UH—六〇J用搭載機器初度部品(輸入) 約四百万円 丸紅エアロスペース株式会社
 UHF無線機 約千五百万円 住商エアロシステム株式会社
 UHF無線機初度部品 約八百万円 住商エアロシステム株式会社
 VHF無線機AN/ARCR—一八六(V) 約二百四十万円 極東貿易株式会社
 VHF無線機八二—一二五〇—〇〇二 約千四百万円 極東貿易株式会社
 VOR/ILS受信機VIR—三二 約四百四十万円 極東貿易株式会社
 VOR/ILS受信機VIR—三二 約三百四十万円 極東貿易株式会社
 WJ二四エンジン 約二億九千万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 WJ二四エンジン 約千八百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 エアスタートユニット 約四千百万円 第一実業株式会社
 エアスタートユニット 約四千百万円 第一実業株式会社
 エクステンションストラップ 約百三十万円 極東貿易株式会社
 エンジン消火用カートリッジ(輸入)その一 約四百万円 双日エアロスペース株式会社
 エンジン消火用カートリッジ(輸入)その二 約二百八十万円 極東貿易株式会社
 カーゴネット 約二百八十万円 極東貿易株式会社
 カートリッジ・インパルス(C—一三〇)用 約八百六十万円 株式会社理経
 カートリッジCCU—九二/A 約七百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 コンバーター・フリクエンシー 約九百万円 株式会社ジュピターコーポレーション
 ジャッキセット 約五千四百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 スリプ型標的(輸入) 約九十万円 住商エアロシステム株式会社
 スリングセット 約千三百万円 極東貿易株式会社
 ターゲットコントロールトランスポンダセット 約九百八十万円 伊藤忠アビエーション株式会
 社
 ターボシャフト・エンジンMAKILA二A(輸入) 約三億五千万円 日本エアロスペース株式
 会社
 タカン航法装置AN/ARN—一五三(V) 約七百九十万円 株式会社サイエンステクノロジ
 ー
 タカン航法装置AN/ARN—一五四(V) 約五百三十万円 日本エアロスペース株式会
 社
 タカン航法装置AN/ARN—一五四(V) 約五百万円 日本エアロスペース株式会
 社

タカン航法装置テストベンチHRM—一九四 約七百五十万円 日本エアロスペース株式会
 社
 チャフ/フレア射出装置AN/ALE—四七(PJ) 約九千四百万円 住商エアロシステム株
 式会社
 チャフ/フレア射出装置整備用器材HLM—一 約四千三百万円 住商エアロシステム株式
 会社
 チャフ/フレア発射装置用器材CH—四七JA用(輸入) 約千五百万円 住商エアロシステム
 株式会社
 チャフ・カートリッジ 約三百七十万円 株式会社理経
 チャフ・カートリッジ(F—四/F—一五用) 約五千万円 株式会社理経
 チャフ・フレア・デイスベンサーAN/ALE—四七(H)(輸入)(CH—四七JA用) 約一億八
 千万円 住商エアロシステム株式会社
 チャフ・フレア・デイスベンサーAN/ALE—四七(H) 約六千万円 住商エアロシステム株
 式会社
 チャフ・フレア・デイスベンサーAN/ALE—四七(H) 約六千万円 住商エアロシステム株
 式会社
 ロシシステム株式会社
 チャフ弾 約千二百万円 株式会社理経
 データ・トランスファ・ユニット(輸入)(AH—六四D用) 約六百六十万円 富士重工業株式
 会社
 データレコーダONQ—二B 約二千三百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディ
 ング
 データレコーダONQ—二B 約二千四百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディ
 ング
 てき弾発射器用弾薬(てき弾発射器用催涙弾) 約百七十万円 株式会社山田洋行
 てき弾発射器用弾薬(てき弾発射器用通常弾) 約二千六百万円 株式会社山田洋行
 ネット式着陸拘束装置及び基礎据付調整工事 約四億六千万円 地崎道路株式会社
 ハーブーンミサイル・シーカー部 約四億二千万円 三井物産エアロスペース株式会
 社
 バネル橋MGB 約四億六千万円 双日エアロスペース株式会社
 フレア・エアークラフト(C—一三〇)用 約九千二百万円 株式会社エーティーエー
 フレア・エアークラフト(F—四/F—一五用) 約二億二千万円 株式会社理経
 フレア・エアークラフト(F—四/F—一五用) 約一億三千万円 株式会社理経

フレア・カートリッジ 約二百七十万円 住商エアロシステム株式会社
 フレア弾 約三千五百万円 住商エアロシステム株式会社
 ペトリオット構成品試験装置用プログラム(BMD)(その一) 約二千百万円 三井物産エアロス
 ベース株式会社

ペトリオット整備用器材(輸入) 約百六十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディン
 グ

ペトリオット整備用器材(輸入)(その一) 約六千五百万円 三菱商事株式会社
 ペトリオット整備用器材(輸入)(その二) 約四千九百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 ペトリオット整備用器材(輸入)(その三) 約一億一千万円 三菱商事株式会社
 ペトリオット整備用器材(輸入)(その四) 約九千八百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 ペトリオット戦術訓練シミュレータ用プログラム(PDB-5) 約二億八千万円 東京エレクト
 ロンデバイス株式会社

ヘルファイア・ミサイル・ランチャ(輸入)(AH-64D用) 約四千百万円 三菱商事株式会社
 ヘルファイアミサイルランチャM二九 約六千万円 三菱商事株式会社
 ヘルファイアミサイルランチャ用整備用器材 約一億七千万円 三菱商事株式会社
 ホイスト用カートリッジ(輸入) 約六千九百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 ミサイル・ワーニング・システムAN/AAR-四七(V)(二)(輸入)(CH-47J A用) 約九千
 六百万円 極東貿易株式会社

ミサイル警戒装置AN/AAR-五四(V) 約一億円 伊藤忠アビエーション株式会社
 ミサイル警戒装置AN/AAR-五四(V)初度部品 約四千万円 伊藤忠アビエーション株式会
 社

ミサイル警戒装置AN/AAR-六〇(V) 約一億五千万円 株式会社山田洋行
 ミサイル警戒装置用テストセットHRM-一六七 約五千百万円 株式会社山田洋行
 ミサイル警戒装置用器材(CH-47J A用)(輸入) 約七百九十万円 極東貿易株式会社
 ランプ・テストセット 約二百七十万円 株式会社ブライトコーポレーション
 リフティングストラップ 約七百八十万円 極東貿易株式会社
 レーダー・アルチメータ・キット 約千二百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 レーダー・アルチメータ・キット 約五千五百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 レーダー誘導ミサイル標的(TDU-三七B) 約五百六十万円 株式会社エーティーエー
 暗視眼鏡用ヘルメット 約二百万円 イオンインターナショナル株式会社

暗視装置 約四千万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング
 音声記録装置FA二一〇〇 約二百四十万円 丸紅エアロススペース株式会社
 海水脱塩キット 約七百六十万円 イオンインターナショナル株式会社
 基地防空火器シミュレータ等維持部品 約四百八十万円 丸文株式会社
 機上気象レーダJAPN-M-10 約二千四百万円 丸紅エアロススペース株式会社
 機上気象レーダJAPN-M-10-B 約三千三百万円 丸紅エアロススペース株式会社
 機上赤外線妨害装置JALQ-L二 約二億七千万円 住商エアロシステム株式会社
 機上方向探知機 AN/ARN-1四七(V) 約四百四十万円 極東貿易株式会社
 機内通話装置 約千六百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング
 機雷探知機用標的二型 約千四百万円 双日エアロススペース株式会社
 救難ヘリコプター搭乗員用暗視眼鏡 約三百七十万円 兼松株式会社
 救難員用落下傘MC-5 約千八百万円 丸紅株式会社
 救難表示灯投下形 約三百六十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 救命浮舟 約千四百万円 イオンインターナショナル株式会社
 教官助教用自由降下傘(携行袋) 約九万二千円 パイロット株式会社
 教官助教用自由降下傘(高度計) 約十三万円 パイロット株式会社
 教官助教用自由降下傘(自動開傘装置) 約三百七十万円 パイロット株式会社
 教官助教用自由降下傘(主傘・予備傘・収納袋付装着帯) 約二千二百万円 丸紅株式会社
 緊急射出装置用部品(輸入)(その一) 約百六十万円 双日エアロススペース株式会社
 緊急射出装置用部品(輸入)(その二) 約六百十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ
 緊急射出装置用部品(輸入)(その三) 約五百五十万円 株式会社グローバル・ゲイト
 緊急射出装置用部品(輸入)(その四) 約三百三十万円 極東貿易株式会社
 空中給油器材 約一千万円 双日エアロススペース株式会社
 空中給油輸送機用整備器材(その十九) 約三億八千万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 空中給油輸送機用整備器材(その二十) 約四億円 伊藤忠アビエーション株式会社
 空中給油輸送機用整備器材(その二十三) 約七千二百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 空中給油輸送機用整備器材(その二十四) 約五千九百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 空中給油輸送機用整備器材(その三十二) 約三億二千万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 空中線一D二七七〇-1 約二千七百万円 五洋商事株式会社
 空中線二二八五-1 約千六百万円 五洋商事株式会社

空中線DM CNI二四一七一 約八百三十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

空中線DM NI七 約四百三十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

広帯域データレコーダGRD一五一 約二千五百万円 株式会社山武商会

航空機衝突防止装置(LR二用(輸入) 約八百万円 日本エアロスペース株式会社

航空機衝突防止装置(TCAS)(EC二五LP用(輸入) 約二百七十万円 日本エアロスペース株式会社

ベース株式会社

航空機衝突防止装置(TCAS)(輸入) 約二千二百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

レーディング

航空機整備用部品(輸入)(その二) 約一億一千万円 伊藤忠アビエーション株式会社

航空機整備用部品(火工品(輸入) 約六十五万円 極東貿易株式会社

航空機整備用部品(火工品(輸入) 約百六十万円 双日エアロスペース株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その二) 約四十六万円 伊藤忠アビエーション株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その二) 約千九百万円 伊藤忠アビエーション株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その二) 約三千六百万円 伊藤忠アビエーション株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その二) 約千九百万円 伊藤忠アビエーション株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その十) 約千六百万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機整備用部品(輸入)(その十三) 約一億四千万円 新東亜貿易株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その十四) 約七千四百万円 株式会社エアロパートナーズ

航空機整備用部品(輸入)(その二十四) 約二億四千万円 ユーロヘリ株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その二十四) 約一億六千万円 ユーロヘリ株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その三十) 約百九十万円 五甲商事株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その三十三) 約四千百万円 三菱商事株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その五) 八万四千円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機整備用部品(輸入)(その五) 約八十二万円 イオンインターナショナル株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その五) 約百二十万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機整備用部品(輸入)(その五) 約五十四万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機整備用部品(輸入)(その五) 約百七十万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機整備用部品(輸入)(その五) 約六十五万円 日本エアークラフトサプライ株式会社

航空機用カートリッジ(輸入)(その二) 約二百三十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ

航空機用カートリッジ(輸入)(その二) 約三百九十万円 株式会社日本ユ・アイ・シ

航空機用カートリッジ(輸入)(その三) 約二百七十万円 伊藤忠アビエーション株式会社

航空機用カートリッジ(輸入)(その四) 約百九十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

航空機用タイヤ(輸入)(その二) 約二百万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機用タイヤ(輸入)(その二) 約三百十万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社

航空機用タイヤ(輸入)(その三) 約百三十万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機用タイヤ(輸入)(その三) 約七億八千万円 株式会社山田洋行

航空機用維持部品(輸入)(その十) 約二億一千万円 株式会社日本ユ・アイ・シ

航空機用維持部品(輸入)(その十二) 約六百七十万円 イオンインターナショナル株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その十三) 約八千万円 株式会社島津製作所

航空機用維持部品(輸入)(その十四) 約八億二千万円 株式会社山田洋行

航空機用維持部品(輸入)(その二) 約千三百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

航空機用維持部品(輸入)(その二) 約百十万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その三) 約四百五十万円 イオンインターナショナル株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その三) 約三百万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その四) 約三百九十万円 丸紅エアロスペース株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その四) 約千四百万円 住商エアロシステム株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その五) 約九百二十万円 丸紅エアロスペース株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その六) 約千五百万円 株式会社ジュビターコーポレーション

航空機用維持部品(輸入)(その七) 約二千四百万円 日本エアロスペース株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その八) 約百八十万円 日本ドイツ株式会社

航空機用維持部品(輸入)(その九) 約三百五十万円 日本ボール株式会社

航法気象レーダーP一七〇〇一 約三千百万円 丸紅エアロスペース株式会社

航法氣象レーダーP-700 約千三百万円 丸紅エアロスペース株式会社
 航法氣象レーダーP-700初度部品 約千二百万円 丸紅エアロスペース株式会社
 降下誘導装置JAN/TPN-27-B 約三千八百万円 日本エアロスペース株式会社
 高高度空中投下システム 約八千六百万円 株式会社社理經
 高性能二十ミリメートル機関砲(CIWS MK一五 MOD二五) 約十七億円 伊藤忠アビエーション株式会社
 高性能二十ミリメートル機関砲(CIWS MK二五 MOD二五) 約三千二百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 高性能二十ミリメートル機関砲オーバーホール用試験装置性能向上器材 約四億一千万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 高性能二十ミリメートル機関砲性能改善器材 約四百九十万円 伊藤忠アビエーション株式会社
 高速標的機補用部品(火工品)(輸入) 約三百二十万 伊藤忠アビエーション株式会社
 高速標的機補用部品(火工品)(輸入) 約九百五十万 伊藤忠アビエーション株式会社
 高速標的機用補用品(発進および海上回収用) 約九百二十万 伊藤忠アビエーション株式会社
 材料切断用成形爆薬 約二千五百万円 住商エアロシステム株式会社
 散弾銃(M三) 約三十九万 有限会社金子銃砲火薬店
 散弾銃用弾薬I型 約六百万円 株式会社銀座銃砲店
 散弾銃用弾薬II型 約四百三十万 株式会社銀座銃砲店
 酸素マスク クルー用(T-400) 約一千万円 株式会社サイエンステクノロジー
 酸素マスク クルー用(U-25/A) 約二千三百万円 日本エアロスペース株式会社
 酸素マスク 搭乗員用(E-767) 約二百八十万 五洋商事株式会社
 酸素マスク(スモーク) 約五千八百万 五洋商事株式会社
 施設作業車用機関 約千三百万 富永物産株式会社
 自己位置標定器JNS-S-1 約七千八百万 極東貿易株式会社
 自由降下訓練装置 約三億八千万 株式会社社理經
 自由降下傘MC-4 約二千二百万 丸紅株式会社
 自由降下傘MC-4(ヘルメット) 約二千三百万 伊オンインタナショナル株式会社
 自由降下傘MC-4(高度計) 約二百六十万 伊オンインタナショナル株式会社
 自由降下傘MC-4(自動開傘装置) 約八百九十万 丸紅株式会社

受信ユニット 約千六百万円 セキテクノトロン株式会社
 初期化装置 約千二百万円 極東貿易株式会社
 小火器(運用研究用)(その三) 約百八十万 株式会社銀座銃砲店
 小火器(運用研究用)(その四) 約四百万 株式会社銀座銃砲店
 小火器用空包(試験用) 約八百万 株式会社銀座銃砲店
 消磁器GMX-69 約千二百万 株式会社山武商会
 場内救難用器材(その二) 約二百六十万 三菱商事株式会社
 情報システムGRQ-4七構成用品 約七千二百万 住友商事株式会社
 情報システムに関する技術支援(太刀洗分) 約二億五千万 住友商事株式会社
 情報システムに関する技術支援(東千歳分) 約三億七千万 住友商事株式会社
 振動周波数解析器(輸入) 約六千九百万 三井物産エアロスペース株式会社
 垂直発射魚雷投射口ケット 約六十七億 三菱商事株式会社
 水温検知錘BTX-3 約二百九十万 株式会社鶴見精機
 制御器NR-13D 約四百十萬 タレスインタナショナルジャパン株式会社
 生物剤警報器 約二億九千万 伊藤忠商事株式会社
 赤外線探知装置用レーザーレンジディグネター 約三億八千万 住商エアロシステム株式会社
 赤外線妨害装置(輸入) 約二千五百万 三菱商事株式会社
 赤外線妨害装置(輸入) 約四千六百万 三菱商事株式会社
 赤外線妨害装置(輸入) 約二千六百万 三菱商事株式会社
 赤外線妨害装置試験器JTS-Q-79 約二千五百万 三菱商事株式会社
 前方監視レーダー装置AN/APQ-172用部品(電子管)その一 約五百七十万 丸文株式会社
 前方監視レーダー装置AN/APQ-172用部品(電子管)その二 約百三十万 株式会社日本ユ・アイ・シ
 前方監視レーダー装置AN/APQ-172用部品(電子管)その三 約百四十万 丸文株式会社
 搜索レーダー用テストベンチHPM-14B 約四千五百万 丸紅株式会社
 測定装置NYSM-3その二 約十六億 双日エアロスペース株式会社
 多用途維持管理用資材 約六百二十万 住友商事株式会社

対艦ミサイル艦上装置 約五億四千万円 三井物産エアロスペース株式会社

短機関銃用九ミリメートル普通弾 約百八十万円 株式会社JALUX

地对空誘導弾ベトリオット用部品(輸入)(その一) 約一千万円 丸文株式会社

地对空誘導弾ベトリオット用部品(輸入)(その二) 約一億二千万円 丸文株式会社

地对空誘導弾ベトリオット用部品(輸入)(その三) 約七千四百万円 緑屋電気株式会社

鉄条網構築セツト 約三千三百万円 神鋼鋼線工業株式会社

電源車 約千九百万円 第一実業株式会社

電子管一〇一八八六〇一〇〇五 約八千六百万円 富士通株式会社

電子管一〇一八八六一〇〇〇四 約七千二百万円 富士通株式会社

電子管三二〇六三九〇一 約一億八千万円 住商エアロシステム株式会社

電子管四六五一 約六千五百万円 リチャードソンエレクトロニクス株式会社

電子管四三三五A 約六十八万円 リチャードソンエレクトロニクス株式会社

電子管四CX一五〇〇B 約百二十万円 丸文株式会社

電子管四CX三五〇A 約百万円 丸文株式会社

電子管五七七W 約六百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管五九四九A 約千二百万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管七六六五A/HY一六〇H 約百三十万円 リチャードソンエレクトロニクス株式会社

電子管七ABP七A 約百七十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管八一六五 約百三十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管九一六六二四二 約二百八十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管CK一六七七T三一五〇AR 約五百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ

電子管JAN七六二〇 約三百二十万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管L一五四九五一七一 約一億一千万円 緑屋電気株式会社

電子管MA九七二六 約二千四百万円 丸文株式会社

電子管ML八五三八B 約百九十万円 丸文株式会社

電子管V一〇二五七七一 約二千五百万円 伊藤忠アビエーション株式会社

電子管VDX一三三二 約四百万円 丸文株式会社

電子管VMX一〇一九八/レ一四七九一 約四百七十万円 緑屋電気株式会社

電子管VMX一〇一九八/レ一四七九一 約五百八十万円 丸文株式会社

電子管VTL一六一四〇B一 約六千六百万円 丸文株式会社

電子管VTM一六二九二J八 約二千百万円 丸文株式会社

電子管VTM一六二九二J八 約四千百万円 丸文株式会社

電子管VTS一六一五〇B一 約六千六百万円 丸文株式会社

電子管VTU一六二九四J二 約四千六百万円 丸文株式会社

電子管二四四二三八五一一 約三千万円 伊藤忠アビエーション株式会社

電子管四六六二 約四百二十万円 イオンインターナショナル株式会社

電子管四CX二五〇FG 約百六十万円 丸文株式会社

電子管五七六A 約八十万円 リチャードソンエレクトロニクス株式会社

電子管五八〇R三五一H〇二 約二億六千万円 双日株式会社

電子管六三〇三/X八〇 約四百八十万円 リチャードソンエレクトロニクス株式会社

電子管六八〇三/四〇二三一 約八千五百万円 日本エアロスペース株式会社

電子管七六六五A/HY一六〇H 約二百万円 リチャードソンエレクトロニクス株式会社

電子管七八一五 約二百五十万円 イオンインターナショナル株式会社

電子管九三一一〇四一二 約八百六十万円 丸紅エアロスペース株式会社

電子管CK一六七七T三一五〇AR 約千六百万円 株式会社日本ユ・アイ・シ

電子管JAN一六四四二 約三百六十万円 イオンインターナショナル株式会社

電子管JAN八七八九 約千二百万円 緑屋電気株式会社

電子管L一三〇三五 約四千二百万円 緑屋電気株式会社

電子管MA二八七六—四H 約一千万円 株式会社サイエンステクノロジートレーディング

電子管VA八七四T 約五千七百万円 丸文株式会社

電子管VDS一〇八〇 約六百十万円 丸文株式会社

電子管VDX一三三二 約七百二十万円 丸文株式会社

電子管Y五八四A 約千五百万円 丸文株式会社

電波高度計AN/APN—二〇九(V) 約四百八十万円 三菱商事株式会社

特殊けん銃 約四千三百万円 サン株式会社

派米訓練用ソノブイ 約一億二千万円 双日エアロスペース株式会社

迫撃砲用縮射訓練具 約六百三十万円 株式会社山田洋行

迫撃砲用縮射訓練具 約六百三十万円 株式会社山田洋行

半閉式自給気潜水具 約四千四百万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社

官 報 (号 外)

半閉式自給気潜水具 約千二百万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社
半閉式自給気潜水具 約千七百万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社
半閉式自給気潜水具用ポンベ 約二千百万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式会社
半閉式自給気潜水具用ポンベ 約六百四十万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式
会社

半閉式自給気潜水具用ポンベ 約八百五十万円 エヌ・ティー・ケー・インターナショナル株式
会社
浮舟本体U-四用 約千三百万円 アビオール・ジャパン・リミテッド日本支店
複合空中線AN/OE-五三八 約二億三千万円 極東貿易株式会社
味方識別機AN/APX-100(V) 約八百二十万円 伊藤忠アビエーション株式会社
味方識別機AN/APX-119 約八百三十万円 伊藤忠アビエーション株式会社
味方識別機AN/APX-119 約千六百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
味方識別機AN/APX-119 約八百三十万円 伊藤忠アビエーション株式会社
味方識別機AN/APX-119 約三千二百万円 伊藤忠アビエーション株式会社
無線式発火器 約七百万円 住商エアロシステム株式会社
油圧シヨベル(装輪式)「UNDOF」 約三千三百万円 株式会社山田洋行

また、右で述べた各契約相手方企業に平成十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に国
家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百三条第三項の規定に基づき人事院の承認を得て再就
職した者及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十二条第三項(当時)の規定に基づき防
衛庁長官(当時)の承認を得て再就職した者は、伊藤忠商事株式会社二名、双日株式会社一名、
多摩川精機株式会社一名、東京航空計器株式会社二名、富永物産株式会社一名、日本エアロ
スペース株式会社一名、日本エヤークラフトサプライ株式会社一名、富士重工工業株式会社に一
名、富士通株式会社に五名、丸紅株式会社に一名及び株式会社理経に一名である。

五について
平成十八年度に防衛省の装備本部(当時)において契約を締結した相手方企業に、平成十八年一
月一日から同年十二月三十一日までの間に国家公務員法第百三条第三項の規定に基づき人事院の承認
を得て再就職した者及び自衛隊法第六十二条第三項(当時)の規定に基づき防衛庁長官(当時)の承認
を得て再就職した者について、再就職先企業、当該企業に再就職した人数、退職時に在籍していた
府省庁及び退職時に就いていた官職は、次のとおりである。
NECネットワーク・センサ株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊幹部学校技術主任研究開発官

カヤバ工業株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊幹部学校主任教官
ジェイ・アール・シー特機株式会社 一名 防衛庁 海上自衛隊佐世保地方総監部付
ダイキン工業株式会社 一名 防衛庁 防衛医科大学校事務局経理部長
ダイセル化学工業株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊補給本部付
トヨタ自動車株式会社 二名 内閣府一名 内閣府審議官 防衛庁一名 装備本部名古屋支部副
支部長
伊藤忠商事株式会社 二名 経済産業省一名 大臣官房付 防衛庁一名 航空自衛隊西部航空方
面隊司令官
横河電子機器株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊武器学校長
沖電気工業株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊通信団長
海洋電子工業株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊幹部学校主任教官
株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース 二名 防衛庁 陸上自衛隊東部方面総監部監察
官及び陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊長
株式会社クラレ 一名 防衛庁 陸上自衛隊需品学校長
株式会社ジャムコ 一名 防衛庁 海上自衛隊第一航空修理隊司令
株式会社ネットコムセック 一名 防衛庁 陸上自衛隊通信団本部付
株式会社小松製作所 三名 防衛庁 陸上自衛隊中央業務支援隊付、航空自衛隊第四補給処副処
長及び技術研究本部技術開発官(誘導武器担当)
株式会社内田洋行 一名 防衛庁 航空自衛隊補給本部情報処理部長
株式会社日本航空インターナショナル 一名 防衛庁 航空自衛隊特別航空輸送隊司令
株式会社日立製作所 一名 防衛庁 航空自衛隊航空支援集団司令部付
株式会社理経 一名 防衛庁 航空自衛隊第四補給処付
丸紅株式会社 一名 防衛庁 海上自衛隊東京業務隊付
弘済企業株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊西部方面後方支援隊副隊長
三菱重工業株式会社 四名 防衛庁 陸上自衛隊第一師団長、陸上自衛隊第一ヘリコプター団副
団長、海上自衛隊幹部学校長及び海上自衛隊第二十一航空群司令
新明和工業株式会社 一名 防衛庁 海上自衛隊東京業務隊付
石川島播磨重工業株式会社 四名 防衛庁 海上自衛隊岩国航空基地隊司令、航空自衛隊補給本
部副本部長、航空自衛隊幹部学校付及び技術研究本部第四研究所長
川崎重工業株式会社 四名 防衛庁 統合幕僚学校長、自衛隊体育学校長、陸上自衛隊研究本部
長及び海上自衛隊東京業務隊付

双日株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊航空支援集団司令官
多摩川精機株式会社 一名 防衛庁 防衛大学校防衛学教育群国防論教育室長
蝶理株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊需品学校副校長
東京航空計器株式会社 二名 防衛庁 海上自衛隊第三十一航空群司令及び航空自衛隊幹部学校教育部長

東洋エレクトロニクス株式会社 一名 防衛庁 技術研究本部技術開発官(船舶担当)付主任設計官

東洋紡績株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊東北補給処副処長

藤倉航装株式会社 一名 防衛庁 技術研究本部第一研究所主任研究官

日本アビオニクス株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊第五術科学校長

日本エアロスペース株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊航空学校長

日本エヤークラフトサブライ株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊幹部学校主任教官

日本電気株式会社 四名 防衛庁三名 陸上自衛隊装備実験隊長、海上自衛隊自衛艦隊司令官及び航空自衛隊第十三飛行教育団司令 防衛施設庁一名 大阪防衛施設局長

日本飛行機株式会社 一名 防衛庁 航空自衛隊第二輸送航空隊付

日本無線株式会社 一名 海上保安庁 第九管区海上保安本部新潟海上保安部長

八洲電機株式会社 一名 防衛庁 陸上自衛隊通信団本部付

富永物産株式会社 一名 海上保安庁 第九管区海上保安本部新潟海上保安部巡視船えちご業務管理官

富士重工工業株式会社 一名 防衛庁 海上自衛隊情報業務群司令部付

富士通株式会社 五名 総務省一名 自治大学校長 防衛庁四名 陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊長、海上自衛隊補給本部長、航空自衛隊第四術科学校長及び技術研究本部副技術開発官(船舶担当)

豊和工業株式会社 一名 防衛庁 契約本部副本部長(契約管理第二担当)

また、それぞれの企業からの主な調達に係る契約件名、契約金額及び契約方式は次のとおりである。

NECネットワーク・センサ株式会社

SIF送受信装置J/UPX-110A用構成品 四千九十五万円 随意契約(いわゆる不落による。)

カヤバ工業株式会社

F-11用機体初度部品(国産)(その一) 三億九千五百五十二万七千六百五十五円 随意契約

ジェイ・アール・シー特機株式会社

指示装置OKQ-4B 六千二十七万円 随意契約(いわゆる不落による。)

ダイキン工業株式会社

八十一ミリメートルM、JM四一A一りゅう弾、信管なし 二十七億八百五十五万円 随意契約

ダイセル化学工業株式会社

緊急脱出装置用 CAD F-15 五億五千二百七十三万五千五百円 随意契約

トヨタ自動車株式会社

高機動車 九億八千九百三十五万二千元 随意契約

伊藤忠商事株式会社

軽油二号(艦船用)(免税) 五億二千五百万円 一般競争

横河電子機器株式会社

九八式信管 二十億四百九十八万四千円 随意契約

沖電気工業株式会社

潜水艦ソーナー・システムZQQ-7B 三十二億九千七百万円 随意契約(いわゆる不落による。)

海洋電子工業株式会社

通信管制装置OSW-4 三億九百六十四万五千円 随意契約(いわゆる不落による。)

株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース

百十ミリメートルR、JM一八演習弾 二十三億三千二百二十二万百円 随意契約

株式会社クラレ

戦闘服、一般用 四億七千五百五十四万五千円 随意契約(いわゆる不落による。)

株式会社ジャムコ

TC-90 PAR 七億八千三百二十万五千五百円 随意契約

株式会社ネットコムセック

車載装置 五千五百七十万二千五百円 随意契約(いわゆる不落による。)

株式会社小松製作所

百二十ミリメートルTGK、JM二二A一対戦車りゅう弾 六十三億千七百八十五万円 随意契約

株式会社内田洋行

教育用映像表示装置(C三棟教場等の整備) 千百九十七万円 一般競争

株式会社日本航空インターナショナル

電子計算機借上運航支援器材 四千七百七十五万四千円 随意契約

株式会社日立製作所

衛星データ送受信装置(換装)(その二) 二十六億二千九百二十万円 随意契約(いわゆる不落による。)

株式会社理経

自由降下訓練装置 三億八千二百二十万円 随意契約(いわゆる不落による。)

丸紅株式会社

搜索レーダ用テストベンチHPM—14B 四千四百五十二万円 一般競争

弘済企業株式会社

ディーゼルエンジン油九二五〇 三千百三十二万六千七百五十円 一般競争

三菱重工業株式会社

地对空誘導弾ベトリオット 六百五十億四千三百六十六万円 随意契約

新明和工業株式会社

US—11操縦訓練装置(その一) 十二億八千九百四十万円 随意契約

石川島播磨重工業株式会社

F—107—11H—112九ターボファン・エンジン(搭載用) 八十七億三千六百万円 随意契約

約

川崎重工業株式会社

次期固定翼哨戒機及び次期輸送機(その六)(一) 五百七十三億三千万円 随意契約

双日株式会社

電子管五八〇R三五—H〇二 二億五千九百七十七万円 随意契約(いわゆる不落による。)

多摩川精機株式会社

T—77用機体初度部品(輸入)(その二) 五百五十五万六千六百円 随意契約(いわゆる不落による。)

蝶理株式会社

運動服三型 四百十二万三千三百五十円 随意契約(いわゆる不落による。)

東京航空計器株式会社

エヤー・データ・テストシステム 五千五百十八万八千円 随意契約(いわゆる不落による。)

東洋エレクトロニクス株式会社

胸掛送受器 五千五百六十万九千五十円 随意契約(いわゆる不落による。)

東洋紡績株式会社

防弾チョッキ二型(改)、本体 六億五千二百二十三万九千円 随意契約(いわゆる不落による。)

藤倉航装株式会社

背負型落下傘 一億千六百七十七万五千九百円 随意契約

日本アビオニクス株式会社

情報表示サブシステム六型 二十一億九千八百五十九万五千円 随意契約

日本エアロスペース株式会社

ターボシャフト・エンジンMAKILA—2A(輸入) 三億四千八百三十九万九千円 随意契約(いわゆる不落による。)

わゆる不落による。)

日本エヤークラフトサプライ株式会社

航空機整備用部品(輸入)(その五) 六十四万六千八百円 一般競争

日本電気株式会社

師団通信システム 六十三億三千百六十万五千円 随意契約(いわゆる不落による。)

日本飛行機株式会社

P—13C及び同派生型航空機 定期特別修理 六億五千四百八十八万五千円 随意契約

日本無線株式会社

地上無線機 三億八千二百四十一万九千円 随意契約(いわゆる不落による。)

八洲電機株式会社

自動倉庫用タグプリンタ 四百六十二万九千円 一般競争

富永物産株式会社

施設作業車用機関 千二百九十六万七千五百円 随意契約(いわゆる不落による。)

富士重工業株式会社

戦闘ヘリコプターAH—64D 五十三億九千三百一十一万五千円 随意契約

富士通株式会社

陸自指揮システム構成品借上(北部方面隊) 四十四億九千百十三万三千四百八十九円 随意契約(いわゆる不落による。)

豊和工業株式会社

八九式五・五六ミリメートル小銃 十八億三千八百九十六万二千二百三十円 随意契約

平成十九年十一月五日提出
質問 第一九〇号

フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問主意書

一 二〇〇七年九月二十一日、チリの最高裁によりペルーへの身柄引き渡しが決定期間、翌二十二日、ペルー側に身柄を引き渡されたフジモリ元ペルー大統領が、現在ペルーにおいて裁判で事実関係を争っている件につき、邦人保護の観点から日本国籍を有するフジモリ元大統領を保護すべく、外務本省より在チリ大使館及び在ペルー大使館に対してどのような指示がなされているのか説明されたい。

二 二〇〇七年十月五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第四七号)では、「政府は、在ペルー日本国大使館を通じ、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正な手続を経て司法判断を受けることが重要であるとの我が国の立場を説明した。」との答弁がなされているが、その後日本政府はフジモリ氏が適切な裁判を受けられるような対応をとっているのか明らかにされたい。

内閣衆質一六八第一九〇号
平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年十一月二十日 衆議院会議録第十三号

議長報告

衆議院議員鈴木宗男君提出フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出フジモリ・元ペルー大統領の裁判における我が国の支援に関する質問に対する答弁書

一 について
政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

政府は、かかる方針に照らして、在チリ日本国大使館を通じ、チリ最高裁判所の判決に対するフジモリ氏の意向を確認した。

また、同様に、在ペルー日本国大使館を通じて、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正手続を経て司法判断を受けることが重要であるとの我が国の立場を説明している。

二 について

政府は、その後も、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正手続を経て司法判断を受けることが重要であるとの我が国の立場を説明している。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一九一号

我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問主意書

〔前回答弁書(内閣衆質一六八第一四四号)を踏まえ、再質問する。〕

一 前回質問主意書で、二〇〇七年十月十九日付朝日新聞三面の「対ミャンマー 支援が圧力か揺れる日本外交」との見出しの記事(以下、「朝日記事」という。)中にある「外務省幹部は『軍政を強く非難する欧米型か、多額の援助で軍政との関係を強める中国型か。日本はその中間の道をとり、国際社会で双方の声を結びつける役割を果たせる』と強調する。」との記述(以下、「記述」という。)について触れ、記述の中にあるコメントをした外務省幹部の官職氏名を問うたところ、「前回答弁書」で「御指摘の記事の具体的内容が明らかではないため、外務省として、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、こちらは日付、新聞名、記事が掲載されている面を明らかにし、さらに具体的記述を抜粋しているところ、外務省が「御指摘の記事の具体的内容が明らかではない」と答弁する理由が全く理解できない。右は外務省の文章理解能力が低いのか、または質問に対して誠意ある回答を行うことを外務省として拒否するということのどちらかであると考え、外務省が右答弁を行った真意を明らかにされたい。

二 「記述」で、ある外務省幹部が述べた「軍政を強く非難する欧米型でもなく、多額の援助で軍政との関係を強める中国型でもなく、その中間の道をとり、国際社会で双方の声を結びつける役割を果たす」とのミャンマーに対するスタンスは、政府の公式見解か。再度質問する。

三 前回質問主意書で、「朝日記事」の中の津守滋・元ミャンマー大使の「中国やインドの両大國のパワー政治に惑わされることなく、ミャンマーを見放すことなく、戦後日本の培ってきた民主主義の精神を伝え続けるべきだ」とのコメントに触れ、二〇〇七年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に殺害された事件(以下、「事件」という。)が起き、日本国民が殺されたことを受けても、強い制裁措置をとるよりは民主主義の精神を伝えていくべきであると外務省は認識しているかと問うたところ、「外務省としては、ミャンマー政府が国際社会の声に耳を傾け、民主化に向け積極的に取り組むよう、引き続き働きかけていくことが適当と考えている。」との答弁がなされているが、右は質問に対して正面から答えたものではない。「事件」により日本国民が殺されたことを受けても、強い制裁措置をとるよりは民主主義の精神を伝えていくべきであると外務省が認識しているかどうか、然りか否のどちらかの明確な答弁を求める。

四 前回質問主意書で、二〇〇七年十月十九日、ブッシュ米大統領がミャンマー政府に対して新たな制裁措置を発表した一方で、「事件」により自国民を殺された我が国の政府は更なる制裁措置をとる考えはあるか、「事件」の真相究明及び長井さんが所持していたビデオカメラの返却にミャンマー政府が応じないならば、更なる制裁措置をとる必要があるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の点については、外務省としては、引き続き真相究明及びビデオカメラの返還に関する我が国政府の申入

れを踏まえたミャンマー政府の対応、今後のミャンマー情勢及び国際社会の取組を踏まえた、対応を検討していくこととしている。」との答弁がなされているが、右は自国民を殺害されても外務省として自ら積極的な対応はとらず、あくまで相手国の出方に合わせた対応をとることが我が国の利益に資すると外務省が認識しているということか。確認を求める。

五 四の外務省の対応は、邦人保護の観点から不適切であると考え、内閣として「事件」に対する外務省の対応に改善を促す考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一六八第一九一号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する再質問に対する

答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四四号)四から六までについてでは、発言者が特定されておらず、発言の一部のみを取り上げたのではないかと思われる記事について、その具体的な内容が明らかではないとお答えしたものである。

お尋ねについては、先の答弁書(平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四四号)四から六までについて述べたとおりである。
三から五までについて

政府としては、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という)の民主化の遅れを懸念しており、ミャンマー政府に対して国際社会の声を耳を傾け、民主化に向け積極的に取り組むよう、引き続き働きかけていくことが適当であるとお答えしたものである。

長井健司氏死亡事件については、現在、政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対する申入れを継続しているところであり、政府としては、引き続き我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、対応を検討していく考えである。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一九二号

我が国におけるテロリストの活動についての
法務大臣の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国におけるテロリストの活動について
の法務大臣の発言に関する質問主意書

一 二〇〇七年十一月三日、鳩山邦夫法務大臣が久留米市で、「事実を言う」と、みんながびくつきとしてマスコミが騒ぐわけでありまして、とにかくこの国をテロから守る。テロリストの怖い

のが平気で日本をうろろろしている。私はその事実を知っているから申し上げている。」との発言(以下、「鳩山発言」という)を行つたと承知するが、「鳩山発言」の内容を政府は確認しているか。

二 鳩山大臣は「鳩山発言」の中で、「テロリストの怖いのが平気で日本をうろろろしている。私はその事実を知っているから申し上げている。」と述べているが、鳩山大臣は警察当局、公安当局にテロリストの活動を抑えるべく然るべき情報を提供しているか。

三 国務大臣として「鳩山発言」のような発言を行うのは適切であるか。内閣総理大臣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六八第一九二号
平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「鳩山発言」は、鳩山法務大臣の個人的な経験及び識見に基づいてなされたものと承知している。

二について
鳩山法務大臣が、個人的な経験及び識見に基づいて、お尋ねのように「警察当局、公安当局」に「然るべき情報」を提供しているかどうかについては、一個人としての活動であつて、政府としてお答えする立場にない。

また、御指摘の各当局において、いかなる者から、どのような情報の提供を受けているかを明らかにすることは、今後の活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えた。

三について
御指摘の「鳩山発言」については、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならぬという趣旨でなされたものと聞いている。

平成十九年十一月五日提出
質問 第一九三号

自民党と民主党の大連立構想に関する質問
意書

提出者 鈴木 宗男

自民党と民主党の大連立構想に関する質問
主意書

一 二〇〇七年十月三十日と同年十一月二日、福田康夫内閣総理大臣と小沢一郎民主党代表による党首会談が行われたが、右党首会談は福田総理からの発案によるものか、または小沢党首からの発案によるものか。

二 一の党首会談に際して、自民党と民主党が連

立政権を組むという構想(以下、「大連立構想」という。)が出たと承知するが、「大連立構想」は福田康夫内閣総理大臣より提起されたものか。

三 「大連立構想」のように、自民党と民主党が連立政権を組むことは、我が国の国益の観点から適切と考えるか。

四 現在衆議院において、与党の議席数は約七十%を占めており、仮に「大連立構想」が実現した場合、国会において与党の議席が占める割合は約九十四%になるが、右は民主主義の環境として適切であると考えるか。内閣総理大臣の見解如何。

五 「大連立構想」が報道され、小沢党首は民主党内の混乱を招いたと、党首を辞任することを表明した。一方で、党首会談の一方の当事者である福田総理は、「大連立構想」について「コメントしない方がいい」と、説明責任を果たすことを拒んでいるが、右の対応は内閣総理大臣として適切か。総理自ら情報の開示、透明性確保を図り、進んで国民に説明責任を果たす義務があると考え、内閣総理大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一九三号
平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自民党と民主党の大連立構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出自民党と民主党の大連立構想に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「大連立構想」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、御指摘の党首会談(以下「党首会談」という。)の申入れの形式については、福田内閣総理大臣から大島自由民主党国会対策委員長を通じて、民主党に対してその申入れを行ったものと承知している。

福田内閣総理大臣は、平成十九年十一月五日昼の総理大臣官邸における記者とのやり取りの中で、いずれの発案によるものであったかについて、それは互いの阿吽の呼吸であった旨の発言をしたと承知している。

三から五までについて

政府としては、党首会談の結果、具体的な合意に至ったものではなく、仮定の事実を前提とした質問にお答えすることは差し控えたい。

なお、福田内閣総理大臣は、一連の総理大臣官邸における記者とのやり取りにおいて、党首会談について説明をしたと承知している。

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出「社会保障番号」制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐々木憲昭君提出東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出トランス脂肪酸に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護関連資格受験のための実務経験証明書に関する質問に対する答弁書

平成十九年十一月十六日提出
質問 第一九四号

拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一六一号)を踏まえ、再質問する。

一 批判の定義如何。

二 「前回答弁書」では、二〇〇七年十月二十六日、高村正彦外相が記者会見で北朝鮮による日本人拉致問題について「何人かでも帰国すれば進展であることは間違いない」と発言(以下、「高村発言」という。)したことを、そしてそれに対して町村信孝官房長官が同日午後の記者会見で「高村発言」に対して「それを言っただけだ」とあるのか。相手に付け入る隙を与えてきそうだが、「関係者にあたかも何人かが帰ってきそうだが、ウチは入っているんだろ」とあらぬ誤解を招く」との発言(以下、「町村発言」という。)をしたことについて、「御指摘の町村内閣官房長官の発言は、御指摘の記者会見において御指摘の高村外務大臣の発言に関する指摘を受けて、高村外務大臣を批判するとの趣旨ではない」旨の答弁がなされているが、「高村発言」を受けての「町村発言」の「それを言っただけだ」という意味があるのか「相手に付け入る隙を与えてきそうだが、ウチは入っているんだろ」とあらぬ誤解を招く」との文言は、誰が読んでもまさに「一でいう批判にあたる」と考えるのが当然であり、「町村発言」は「高村発言」に対する批判ではないとする政府の説明は全く的はずれなものであると考えるが、政府の見解如何。

三 「前回答弁書」では「一般論として、拉致問題の進展について、拉致問題を解決するという日朝双方の共通認識があつて、それに向けて北朝鮮が具体的な行動をとり、解決に向けての途中段階に進めば進展と言え」との政府の考え方に変更がない旨を明らかにしたものであり、ま

た、政府として、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するとの方針に変わりはなく、いわゆる閣内不一致には当たらない。」との答弁がなされている。しかし、右の「解決に向けての途中段階に進めば進展と言える」との政府答弁に沿った発言をしたのは、町村官房長官ではなく、「高村発言」の内容からも明らかになように高村外相の方である。「町村発言」こそが右政府答弁という拉致問題解決に向けた政府の方針に反するものであり、「いわゆる閣内不一致には当たらない」とする政府答弁は矛盾していると考え、再度政府の明確かつ論理整合性のある説明を求める。

四 前回質問主意書で、「町村発言」は「高村発言」の意味、内容を十分精査した上で行われたか、または「高村発言」の表面的な内容を耳にしただけで行われたのかと問うたのに対し、「前回答弁書」では何の回答も示されていない。町村官房長官は「高村発言」の意味、内容を十分精査した上で「町村発言」を行ったのか、または表面的な内容を耳にしただけで行ったのか、再度明確な答弁を求める。

五 四で、町村官房長官が「高村発言」の内容、意味を十分精査した上で「町村発言」を行ったのならば、まさに閣内不一致にあたると思われるが、政府の見解如何。

六 四で、町村官房長官が「高村発言」の表面的な内容を耳にしただけで「町村発言」を行ったのならば、それは内閣のスポークスマンである官房長官として不用意で軽率な発言であったと考え、政府の見解如何。

七 「前回答弁書」で政府は、一般に、官房長官が他の閣僚の発言を公の場で批判することは、我が国の国益に資するものと政府は認識しているかとの問に対して、「お尋ねについては、個別具体的な状況にもよることから、一概にお答えすることは困難である。」と答弁しているが、では「高村発言」と「町村発言」のやり取りという、今回の個別具体的な状況に関してはどのような認識を有しているか。今回、町村官房長官が高村外務大臣の発言に対して記者会見という公の場で批判したことは、我が国の国益に資するものであったと政府は認識しているか。右質問する。

内閣衆質一六八第一九四号
平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出拉致問題を巡る官房長官と外務大臣の対立に関する再質問に対する答弁書

一 について

批判とは、一般に、批評し判定することを意味すると承知している。

二及び三について

町村内閣官房長官は、御指摘の記者会見において、高村外務大臣を批判するとの趣旨ではな

い旨及び拉致問題の進展についての政府の考え方に変更がない旨を明らかにしており、また、政府として、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するとの方針に変わりはないことから、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六一号）二から五までについてその旨をお答えしたものである。

四から六までについて

何をもちて「十分精査」及び「表面的な内容」と判断すべきかが必ずしも明らかでないことから、お尋ねについては、確定的にお答えすることは困難であるが、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六一号）二から五までについてお答えしたとおり、御指摘の町村内閣官房長官の発言は、御指摘の記者会見において御指摘の高村外務大臣の発言に関する指摘を受けて行われたものである。

七について

二及び三についてお答えしたとおり、町村内閣官房長官は、御指摘の記者会見において、高村外務大臣を批判するとの趣旨ではない旨を明らかにしており、「町村官房長官が高村外務大臣の発言に対して記者会見という公の場で批判した」との御指摘は当たらない。

平成十九年十一月六日提出
質問 第一九五号

外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六八第二五八号）を踏まえ、再度質問する。

一 「政府答弁書」では、二〇〇七年十月十一日号の「週刊新潮」七十四頁のコラム（以下、「コラム」という。）の中で、「いえ、ビジネスです。マイルが百万マイルも溜まっているのでファーストクラスにアップグレードしますが、他の人をアップグレードするより公務員の方が安心なんですよ。ANA、JALもいいけど、BAのファーストは目の前に三つの窓があつて、広くて快適。しかも寝る時はマットを敷いてくれて、シーツも枕も布団も真つ白。『真つ白の世界』で寝られるんですよ。だから家で寝る時よりも快適です（笑）」と述べている外務省局長とは誰かについて、二〇〇七年十月二十二日現在、外務省において局長職に就いている十名の者に対して確認を行った人物の官職氏名、場所、確認の方法及び確認に対する十名の局長の回答を問うたところ、「先の答弁書平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一三一号」二について述べたとおりであり、大臣官房において確認したが、記録は作成しておらずお答えすることはできない。」との答弁がなされており、質問に対してきちんとした回答がなされていない。十名の局長に対する確認（以下、「確認」という。）を行った人物の官職氏名、「確認」の方法、及び「確認」に対して十名の局長はそれぞれどのような回答を行ったのか明らかにされることを再度求める。

二 「政府答弁書」で政府は「記録は作成しておらずお答えすることはできない。」との答弁をしているが、「確認に関する記録が作成されていないのならば、「確認」を行った人物の記憶に基づいた概略について説明されたい。

三 外務省職員が公務により出張する際に航空機を利用する場合、航空賃は税金により支払われると承知するが、確認を求める。

四 外務省職員が三の公務での出張で航空機を利用する際、外務省職員が税金で支払われた航空賃から「政府答弁書」で政府が「航空会社が旅客に対して搭乗距離に応じて計算するポイント数に基づき、航空会社が提供するサービスの名称」と定義しているマイレージを取得し、かつそれを「コラム」の中の外務省局長の発言のように、私的に利益を得るために使用することを要するに税金を原資に私的便宜を図ることを外務省として容認しているのか。外務省が外務省職員個々人のマイレージをどう管理しているかという質問ではないところ、質問の意味をはき違えた不誠実な回答を行うのではなく、右の質問内容に即して、然りか否、容認しているか容認していないのどちらかによる明快な答弁を求める。

内閣衆質一六八第一九五号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年十一月二十日 衆議院会議録第十三号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのあった事項については、先の答弁書(平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一五八号)一から三までについて述べたとおりである。当初、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言についてのお尋ねがあったことから、このことについて大臣官房において確認し、その旨を明確にお答えしており、外務省として、質問主意書の質問に対して誠意をもって答弁している。

三について

外務省職員が公務出張時に航空機を利用する際の航空賃は国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に従い国が支給している。

四について

先の答弁書(平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一三二一五)について述べたとおり、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。また、先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九七号)七について述べたとおり、出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを

外務省として管理又は利用しているということではなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていない。なお、国家公務員等の旅費に関する法律では、マイレージの取得又は利用を禁止していない。

平成十九年十一月六日提出
質問 第一九六号

インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一五七号)を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇七年十一月一日に終了した、いわゆるテロ特措法を根拠とした我が国による諸外国の軍隊等に対する給油活動(以下、「給油活動」という。)に係る費用は、我が国国民の税金によりまかなわれていると承知するが、確認を求める。

二 「給油活動」に係る費用が国民の税金によりまかなわれている以上、政府は「給油活動」について可能な限り国民に対して情報を開示する義務があり、また給油を受ける側も給油国に対して情報を開示し、誠実な対応を行うことが必要であると史料するが、政府の見解如何。

三 二〇〇七年十月二十四日の、シーファー駐日米大使の日本記者クラブでの記者会見における

「イラク戦争用の燃料を日本からもらう必要はない。(情報を公開しても)納得いかない人たちは、政治的な理由で満足しないのだろう」との発言(以下、「シーファー発言」という。)に対する政府の評価を問うたところ、「前回答弁書」では、「御指摘の報道については承知しているが、御指摘のシーファー駐日米大使の発言について政府としてお答えする立場になく、また、米側とは逐次意見や情報の交換をしているところ、御指摘のシーファー駐日米大使の発言に関して意見を伝えただろうかを含め、米側との意見や情報の交換の内容については、これを明らかにした場合、米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、お答えを差し控えた。」との答弁がなされているが、前回質問主意書では、右政府答弁にある「米側との意見や情報の交換の内容」を問うたのではなく、国民の税金により実行できた「給油活動」に対して、

シーファー駐日米大使が「イラク戦争用の燃料を日本からもらう必要はない。」(情報を公開しても)納得いかない人たちは、政治的な理由で満足しないのだから」というような発言を行うのは、自己本意で誠意を欠くものであるのではないかと問うたものである。「給油活動」に係る費用が国民の税金によりまかなわれている以上、政府は「給油活動」について可能な限り国民に対して情報を開示する義務があると思料するところ、改めて「シーファー発言」に対する政府の評価を問う。

右質問する。

内閣衆質一六八第一九六号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出インド洋上における海上自衛隊による補給活動に対する駐日米大使の発言に関する再質問に対する答弁書

一について

一般会計の歳入は租税収入等であり、御指摘の費用は一般会計から支出されている。

二について

我が国が平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）に基づいて行つた諸外国の軍隊等の艦船に対する艦船用燃料等の補給については、関係する部隊等の安全や円滑な活動の確保に支障をきたす可能性、関係国との信頼関係を損なう可能性等を考慮し、可能な限り情報を開示してきているところであり、国民の広い理解が得られるよう引き続きかかる観点に立つて情報の

開示に努めてまいりたい。

三について
御指摘のシーファー駐日米大使の発言について政府としてお答えする立場にない。

平成十九年十一月六日提出
質問 第一九七号

〔社会保障番号〕制度に関する質問主意書

提出者 河村たかし

〔社会保障番号〕制度に関する質問主意書

本年九月、政府・厚生労働省は、有識者による検討会（社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会）を発足させた。〔社会保障番号〕制度について、年内にも基本構想をまとめる方針であるといわれている。

しかし、右検討会は、〔社会保障カード（仮称）の機能やセキュリティ等に関する議論を中心としており、そもそも何故〔社会保障番号〕制度が必要であるのか、そしてこの制度がプライバシーに如何なる影響を与えるかなどについては全くといってよいほど議論されていない。

これまで政府部内で検討されてきた〔社会保障番号〕は、生涯不変の番号を、全ての国民及び在留外国人に付番するものである上、民間で利用することが前提とされているなど、住基ネットにおける住民票コード以上に〔共通番号〕として利用される可能性が高く、プライバシーに対する重大な脅威となるものである。さらに、その費用対効果の点でも極めて疑問が大きいものである。これらの点について明らかにされないまま、

〔基本構想〕がまとめられることは、国民や在留外国人のプライバシーの将来に禍根を残すことになる。

よつて、以下の点につき質問する。

第一 制度創設の行程等について

一 平成一八年九月二二日付で、〔社会保障番号〕に関する関係省庁連絡会議「作成の〔社会保障番号〕に関する実務的な議論の整理について」（以下、「議論の整理」という）が公にされているが、これ以外に、現在政府が導入しようとしている〔社会保障番号〕や〔社会保障カード（仮称）（以下、これを総称して、社会保障番号制度という）についてまとめた文書が存在するか。

二 存在するならば、その文書名、作成者、作成年月日、内容の骨子を明らかにされたい。

二一 政府は、今後、〔社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会（以下、「検討会」という）の検討結果を踏まえて、どのような行程で社会保障番号制度に関する法案を準備する予定であるのか、そのおおよその日程を含め、明らかにされたい。

二 現在、創設を目指している社会保障番号制度の骨子を明らかにされたい。

三 社会保障番号制度の運用開始予定時期を明らかにされたい。

四 社会保障番号制度を運用するためには、どのような法改正や制度が必要であるのか、明らかにされたい。

三一 現在、社会保障番号制度については、

〔検討会〕以外に、どの省庁のどの部局、組織等において検討がなされているのか、または、検討予定であるのか、明らかにされたい。

二 今後、それらの検討結果が発表される予定が存するなら、その予定日時、検討内容の骨子等について明らかにされたい。

四 社会保障番号制度は、現在、厚生労働省や社会保険庁で進められている「最適化」計画と、どのような関係があるのか、明らかにされたい。

第二 社会保障番号制度の内容について

一 前提事項について

一 「議論の整理」に記載された内容は、現在、政府が導入を検討している社会保障番号制度に関する認識と概ね一致しているとの理解でよいのか。

特に、

（一）〔社会保障番号〕は、本人の申請に基づくものではなく、社会保障給付を受け得る者（ゼロ歳以上の、日本国籍を有する者および日本に在留し外国人登録を行っている者）の全てに、漏れなく割り当てられる前提であるのか。

（二）〔社会保障番号〕の導入後も、健康保険、年金保険などの各制度固有の被保険者番号等は存続し、併用する前提であるのか。

（三）「議論の整理」において、〔社会保障番号〕検討の前提として、「個人に付番する」ということは、その個人を同定す

る四情報(氏名、性別、生年月日、住所)等を基に、ある時点に特定の番号を割り当てるということである。その後、住所等が変わってもその本人を特定するものである。『社会保障番号』を導入する場合にも、四情報等の的確な把握、更新が必要」と説明されているが、この点に変更はないか。

(4) なお、(3)に関連して、この四情報の的確な把握、更新を行う方法として、「住基ネット」から「本人確認情報」の提供を受けることが予定されているのか否か。

以上の各点については具体的に明らかにすると共に、認識が違っている場合は、違っている箇所を明らかにし、当該箇所に関する現在の政府の認識を明らかにされたい。

2 社会保障番号制度は、いかなる情報を、どのように管理しようとするシステムであるのか、概要を明らかにされたい。

3 現在の社会保障庁は、健康保険、介護保険、年金保険、雇用保険分野において、いかなる個人情報、いかなる法的根拠に基づいて、どれ位の数保有しているのか、概要を明らかにされたい。

4 「社会保障番号」の導入により、
(1) 3であげた社会保障庁(及びその承継組織)が保有する個人情報の種類、数等に変更は生じるのか、

(2) 情報管理の方法にいかなる変更が生じるのか、

(3) いかなる事務の効率化や人員の削減等が見込めるのか、
をそれぞれ明らかにされたい。

二 社会保障番号制度導入のメリット・デメリット及び費用対効果について

1(1) 社会保障番号制度導入の必要性について、明らかにされたい。

(2) 右「必要性」は現在の制度を前提として実現が不可能なものであるのか否かを明らかにされたい。

(3) 社会保障番号制度導入の重要な契機として、いわゆる「消えた年金問題」があると考えられるが、①過去の「本人の同一性確認ができなかったが故に発生した」消えた年金問題が、将来の社会保障番号導入によって解決するものか否か、②今後の「本人の同一性確認ができなかったが故に」消えた年金問題に対しては、「基礎年金番号」で対処できるのではないか、について、それぞれ見解を明らかにされたい。

2(1) 「議論の整理」において、「現行のサービス等を前提」とした場合、①保険者・行政機関におけるメリットは、「現在は、各制度の被保険者番号や四情報等を用いて個人情報と突合しているが、各制度で統一された『社会保障番号』を用いるとすれば、その突合を

簡易迅速に行うことが出来るようになる」と、②国民にとって、「国民は、複数の番号(各制度固有の番号)を保管する必要がなく、一つの番号で、社会保障や労働保険関係の手続きや問い合わせを行うことができるようになる」ことがあげられているが、主なメリットはこれらの点であるという理解でよいのか。

(2) 「検討会」での審議経過を鑑みるならば、「社会保障カード(仮称)」一枚で、右②の各手続きや問い合わせが出来るようになるから、「社会保障番号」は不要と考えられるが、この点について見解を明らかにされたい。

3 「議論の整理」において、「社会保障分野において、制度や保険者を跨がる新たなサービスを導入する場合のメリットとして、「医療機関等に端末を設置し、被保険者番号等を活用して、医療給付の受給者が被保険者登録名簿(保険者が管理)に登録されているかどうかの確認をオンラインで行うことができるようにすれば、給付の誤りを未然に防止することができる」とあるが、

(1) 現在のシステムにおいて、「給付の誤り」はどの程度存するのか、
(2) 仮にこのような「オンライン」での確認システムを創設するとしても、健康保険の固有番号を用いて確認すれば足りると思われるが、あえて、社会保障

障番号を利用したシステムを構築する積極的なメリットは何か、
それぞれ明らかにされたい。

4 右2(1)①のメリットの効率化効果について、「議論の整理」において、「現在、日常的に行われ、比較的件数が多いと考えられる次の事務について、『社会保障番号』導入による効率化効果を試算」したところ、

①「高齢厚生年金と雇用保険基本手当等の併給調整事務」において、年間約二〇〇万円、②「年金からの介護保険料天引き」において、年間約二二〇〇万円であるとされる。

これに対して、「社会保障番号」導入の費用は、「人件費」や「四情報を自動更新するシステム経費」などを含まない場合でも、初期経費が約七五〇億円、経常経費が約四五億円を要するものと試算されている。その他、「情報セキュリティに最大限配慮したネットワークを構築する場合や各保険者・医療機関にカードリーダーを導入する場合」には、初期費用約四九〇億円、経常経費約七三〇億円が更に必要であると試算されている。

この両者を比較するならば、一見して著しく「費用対効果」のバランスを失っている。そこで、
(1) 現段階における、社会保障番号制度創設及び運用に関する費用の概算、

(2) 社会保障番号制度創設による効率化効果(費用及び人員の削減の程度) について、それぞれ明らかにされたい(なお、全てを概算できない場合は、部分的に概算できる費用のみでも明らかにされたい)。 5 「議論の整理」において、「社会保障分野以外で活用する場合」のメリットとして、「納税者番号」として活用する場合があげられているが、 (1) 政府は、「社会保障番号」を「納税者番号」として利用できると考えているのか、 (2) 政府は、「社会保障番号」を「納税者番号」として利用することを検討しているのか、 (3) 政府は、「社会保障番号」を「納税者番号」として利用した場合、どのようなメリット(その限界を含む)とデメリットが存すると考えているのか、それぞれ明らかにされたい。 6 同じく、「社会保障番号」について、「民間での一般利用を認める場合」のメリットとして、「金融機関等において、本人確認及び個人情報名寄せ手段として広く利用されることが考えられる」としているが、 (1) 政府は、このような「社会保障番号」の民間利用は許されると考えているのか、 (2) 政府は、どのような民間利用の形態	を想定しているのか、 (3) 想定しうる民間での利用形態について、想定できるメリットとデメリットについて、 それぞれ明らかにされたい。 7 「社会保障番号」導入によるデメリット、特にプライバシーに対するデメリットについて、 (1) どのようなデメリットが想定できるか、 (2) 米国の社会保障番号(SSN)の濫用・悪用事例について検討したか、 (3) (2)において、典型的には、どのような濫用・悪用事例が認められたか、 (4) そのような濫用・悪用事例を防止するために、どのような防止策が考えられるか、 それぞれ明らかにされたい。 (5) なお、「議論の整理」において、「社会保障番号」として新たに番号を創設し、社会保障分野に利用範囲を限定することが可能であれば、社会保障番号による社会保障以外の分野における個人情報の不適切な名寄せ等を防止する効果が期待できる」とあるが、①いかなる手段で「利用範囲を限定すること」が可能となると想定しているのかを明らかにするとともに、②ここでは「社会保障分野に利用範囲を限定する」としながら、右にあげた箇所では、	「民間での一般利用」のメリットを考慮していることとの関係をどのように考えているのかも明らかにされたい。 第三 「社会保障カード(仮称)」について 一 政府は、近時、健康保険証、介護保険証、年金手帳等をICカード化し、ICチップ内蔵の個人認証の仕組みも取り入れた、「社会保障カード(仮称)」(以下、単に「カード」という)の導入を検討しているが、①導入の目的及びひとつのカードにする必要性、②制度の概要、③「社会保障番号」との関係、④導入予定時期、⑤「カード」の券面に記載する事項、⑥「カード」内蔵のICチップに格納する情報、⑦発行主体、⑧発行方法、⑨カードの有効期間等について、現段階において構想がまとまっている限りで明らかにされたい。 2 かねてから厚生労働省が検討してきた、健康保険証をカード化した「健康ITカード(仮称)」との関係について、明らかにされたい。 特に、健康ITカードにおいては、内蔵されたICチップに本人の診療情報等を入れる構想であったと聞くが、この点は「カード」において、どのようにしようとしているのか、明らかにされたい。 3 (1) 「カード」内蔵のICチップに「個人認証」システムを格納する予定であるのか否か、 (2) 格納予定がある場合は、どのような	システム(本人確認手段等)を格納することを検討しているのか、 (3) どのような場合に利用することを想定しているのか、 (4) カードを医療機関に提示して被保険者資格を確認するような場合は、「個人認証」を行わずに、カードをカードリーダーに入れてサーバにアクセスするだけで資格確認できるようにする構想であるのか、 それぞれ明らかにされたい。 4 「カード」で本人確認することにより、自宅からインターネットで、自分の年金情報やレセプト情報等を閲覧することができるようになることが検討されているが、どのような個人情報閲覧することができるようになることを検討しているのか、明らかにされたい。 5 レセプト情報などを閲覧できるようにした場合、 (1) 医療機関等により本人の病歴等が閲覧されてしまうなどの危険性はないのか、 (2) 高利貸しなどに対して、債務者が「任意に、全ての情報を閲覧させる危険性はないのかについて、明らかにするとともに、 (3) そのような危険性に対してどのような対策を考えているのかについても明らかにされたい。
--	--	---	---

6 「カード」の不正取得による成りすまし対策が、例えば「四桁の暗証番号」だけだった場合、「四桁の暗証番号」さえ知られたならば、容易に成りすまされてしまうが、これに対する対策についても明らかにされたい。

二 「カード」と住民基本台帳カード(住基カード)との関係について、平成一七年三月には、「住民基本台帳カード・国民健康保険証等連携検討会報告書」が財団法人地方自治情報センターから出されるなどしているが、政府や同センターなどで、検討している事項があるならば、その概要を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六八第一九七号
平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出「社会保障番号」制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出「社会保障番号」制度に関する質問に対する答弁書

第一の一及び二について

お尋ねについては、平成十八年九月二十二日に社会保障番号に関する関係省庁連絡会議において取りまとめた「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理(以下「議論の整理」という。)

以外に、政府として取りまとめた文書は存在しない。

第一の二の一及び三について

御指摘の社会保障番号制度については、平成十九年七月五日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(以下「新たな年金記録管理体制の確立について」という。))において、「社会保障カード(仮称)」を平成二十三年度中を目途に導入することとされているところであり、厚生労働省に設置された「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。))において、当該カードに係る基本的な制度設計等についての基本構想を年内を目途に取りまとめることとしているが、その後のスケジュールや具体的な制度設計等については、現段階では未定である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一的な番号の導入を前提するものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第一の二の二について

御指摘の社会保障番号制度については、「新たな年金記録管理体制の確立について」において、十分なセキュリティを確保した上で一人一枚の「社会保障カード(仮称)」を導入し、年金手帳、健康保険証及び介護保険証の役割を果たすこと、国民が年金の記録を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようにすること

及び希望があった場合には、写真を添付し身分証明書として使用できることとされているとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成十九年七月二十六日に決定した重点計画二〇〇七(以下「重点計画二〇〇七」という。))において、年金手帳や健康保険証及び介護保険証の役割を果たす「社会保障カード(仮称)」を導入することを目指すこと及び希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てることが可能となるようにすることとされており、これらを踏まえ、現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。

なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一的な番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第一の二の四について

現在、検討会において「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。

第一の三の一及び二について

お尋ねについては、内閣官房情報通信技術(ICT)担当室に設置された「暮らしの電子情報サービス推進室」において、「社会保障カード(仮称)」の導入に係る事務的な検討を行っているが、その結果についての公表の予定はない。

第一の四、第二の一の一(一)から(四)まで及び二について

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一的な番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の一の三について

社会保障庁においては健康保険、介護保険、年金保険、雇用保険分野に関し、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)等に基づき、健康保険、国民年金事業、厚生年金保険及び船員保険の管掌者として、健康保険の被保険者等に係る個人情報保有しているが、その数については、現在、把握しておらず、また、これを新たに調査することは作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

第二の一の四(一)から(三)までについて

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一的な番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の二の(1)について

御指摘の社会保障番号制度については、「新たな年金記録管理体制の確立について」及び「重点計画二〇〇七」において、利用者の利便性の向上及び適正な年金記録の管理等のために、平成二十三年度中を目途に「社会保障カード(仮称)」を導入することとされているところである。

第二の二の(2)について

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。

第二の二の(3)について

御指摘の問題については、「新たな年金記録管理体制の確立について」等に基づき、年金記録の名寄せ等年金記録の適正化のための施策を実施しているところであるが、社会保障番号の導入のみにより対処できるものではないと考える。

第二の二の(1)について

議論の整理においては、「現行のサービス等を前提とした場合」の社会保障番号のメリットとして、御指摘の点が挙げられているほか、「社会保障分野において、制度や保険者を跨がる新たなサービスを導入する場合についてのメリットとして、「医療機関等に端末を設置し、被保険者番号等を活用して、医療給付の受給者が被保険者登録名簿(保険者が管理)に登録されているか否かの確認をオンラインで行うこ

とができるようにすれば、給付の誤りを未然に防止することが可能。」などの点が挙げられている。

第二の二の(2)について

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一した番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の二の(3)について

お尋ねについては、厚生労働省において、被保険者資格の誤りにより、審査支払機関から保険医療機関等にレセプトが返戻された件数を調査したところ、その件数は、平成十八年四月から平成十九年三月までの間において、約九百四十万件であり、これは、審査支払機関が保険者から保険医療機関等に支払うべき費用の請求額を決定した総件数約十六億件の約〇・六パーセントである。

第二の二の(2)並びに(4)の(1)及び(2)について

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一した番号の導入を前提とす

るものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の二の(5)の(1)から(3)までについて

お尋ねについては、「経済財政改革の基本方針二〇〇七」(平成十九年六月十九日閣議決定)において、「納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。」とされ、また、現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一した番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の二の(6)の(1)から(3)まで及び(7)の(1)について

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一した番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の二の(7)の(1)及び(2)について

政府としては、議論の整理の取りまとめに当たっては、米国の「社会保障番号」の濫用・悪用事例についての検討は行っていない。

第二の二の(7)の(4)について

現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一した番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第二の二の(7)の(5)について

議論の整理において、社会保障番号の利用範囲と「民間での一般利用」の双方について言及しているのは、社会保障番号に係る様々な論点について、総合的に検討を行う必要があると考えたためである。また、お尋ねの社会保障番号の利用範囲を限定する手段としては、例えば基礎年金番号の告知要求制限のような方法が考えられる。

第三の二の(1)について

「社会保障カード(仮称)」については、「新たな年金記録管理体制の確立について」及び「重点計画二〇〇七」に基づき、平成二十三年度中を目途に導入することとしているが、現在、検討会において、「社会保障カード(仮称)」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。なお、「社会保障カード(仮称)」の導入については、社会保障番号のような各制度に共通の統一した番号の導入を前提とするものではなく、今後、そのような番号の必要性の有無を含め検討していく予定である。

第三の二について

厚生労働省としては、「健康ＩＴカード（仮称）」については、平成十九年五月十五日に同省が策定した「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、社会保障分野全体を視野に入れたシステムの基本構想づくり等について検討を進めることとしたところであるが、その後、「新たな年金記録管理体制の確立について」の取りまとめを受けて、年金・医療・介護の分野で利用できる「社会保障カード（仮称）」として、現在、検討を進めているところである。

その検討に当たっては、御指摘のようにＩＣチップに本人の診療情報等を入れることを前提としているものではない。

第三の一の３から６までについて

「社会保障カード（仮称）」の導入に当たっては、プライバシーやセキュリティの確保に十分配慮しながら、これを行う必要があると考えるが、現在、検討会において、この点も踏まえ、「社会保障カード（仮称）」の導入に向けた検討等を行っているところであり、お尋ねについて現段階でお答えすることは困難である。

第三の二について

御指摘の「社会保障カード（仮称）」と「住民基本台帳カード」との関係については、政府としては、現在、これについて具体的な検討を行っているものではなく、また、政府以外で検討が行われているとは承知していない。

平成十九年十一月七日提出
質問 第一九八号

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第一六〇号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、大使公邸に勤務する料理人（以下、「公邸料理人」という。）について、外務省から給与への補助（以下、「補助」という。）がなされている「公邸料理人」が勤務する百八の我が国の大使公邸において、それぞれ一人当たりいくらの「補助」がなされているかとの問に対して、「御指摘の給与補助については各在外公館が支給事務を行うことから、百八の在外公館の関連書類を精査する作業は膨大となることとであり、お尋ねの給与補助額のすべてについてお答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、国民の税金から「補助」がまかなわれている以上、百八の大使公邸に勤務する「公邸料理人」に対する「補助」の金額を明らかにし、国民に対する説明責任を果たすことは政府の責務であると考え、整理の作業が膨大であるならば、答弁提出期限の延長に応じることは可能であるところ、百八の大使公邸に勤務する「公邸料理人」に対する「補助」の金額をそれぞれ明らかにすることを再度求める。

二 前回質問主意書で、直近三年の「公邸料理人」が従事する各大使公邸における公的会食業務の年ごとの回数及び使われた金額を明らかにするよう求めたところ、「前回答弁書」では「大使公邸における会食の全体像を明らかにすることは、外交活動の個別具体的な内容が推定され、外交事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあることから、お尋ねの公的会食業務の回数やその金額について公にすることは差し控えた」との答弁がなされているが、こちらが問うているのは公的会食業務の回数及びそれに要した金額であり、「大使公邸における会食の全体像」を問うているのではない。行財政改革の必要性が叫ばれ、我が国における財政再建の議論が高まっている中、公的会食業務の回数及びそれに要した金額を明らかにし、その中で無駄に使われたものはないか、削減等含めて見直すべきものはないかを問うているのである。右の政府答弁は質問の趣旨を理解せず、あえて情報の開示を避けていると思われる。直近三年につき、公的会食業務の回数及びそれに要した金額を明らかにすることを再度求める。

三 「前回答弁書」で、政府は「公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として重要な意義を有し、国益に十分資するものである。公的会食業務については、このような意義にかんがみ、そのための予算措置がなされている」と答弁しているが、二の公的会食業務の回数並びにそれに要した金額は、それに見合う分だけ、我が国の国益に十分資するものであったと外務省は認識しているのか。認識しているのならば、その具

体的根拠を明らかにされたい。

四 二の公的会食業務の回数並びにそれに使われた金額の中には無駄なものもあり、行財政改革の必要性が叫ばれる中、削減等含めて見直しの対象とすべきであると財務省は認識しているか。「前回答弁書」では、右質問に対する財務省の認識が明確に示されていないところ、再度財務省の認識を明らかにするよう求める。

内閣衆質一六八第一九八号
平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一二二号）一について及び先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六〇号）三から五までについて述べたとおりである。また、お尋ねの公的会食業務の回数及びそれに要した金額については、外務省として取りまとめたデータは存在せず、百八の在外公館の関連書類を精査する作

業は膨大となることから、お答えすることは困難である。このようにお答えしたのは、国会法昭和二十二年法律第七十九号の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意等を踏まえたものである。

三について

公的会食業務は、様々な働きかけや情報収集等の観点から、我が国の外交活動の一環として重要な意義を有しており、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六〇号）三から五までについてお答えしたとおりである。

四について

財務省としては、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として行われていることから、そのための予算措置がなされているものと認識している。

平成十九年十一月七日提出
質問 第一九九号

金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一六八第一四八号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一六八第一四五号）を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇一年五月、北朝鮮の国家指導者である金正日氏の息子である金正男氏と思われる者（以下、「金正男氏と思われる者」という。）が来日し、入国管理法違反で逮捕されるという事件（以下、「事件」という。）が起きたことに對して、二〇〇六年十月十日の衆議院予算委員会で、当時の安倍晋三内閣総理大臣が「委員御指摘のその人物については、当時の情報の中に對しては確認できなかったわけではありますが、その後もう随分たつわけではありますが、その後集められた情報の中において、極めて蓋然性は高い、金正男氏である蓋然性が高いというに至ったのであります。」と答弁していることについて、右安倍前総理の答弁の中にある「その後集められた情報」により、安倍前総理が「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性が高いと認識するに至った根拠は何か。具体的に説明されたい。

二 「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」で、政府は「金正男氏と思われる者」が金正男氏であると確認するに至っていない旨答弁しているが、では福田康夫内閣として、現段階で一の安倍前総理の答弁と同様に、確認するに至らないまでも、「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性は高いと認識しているか。

三 「事件」発生時に、「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性が高いと政府は認識していたか。我が国に不法入国した外国人を我が国から出国させる際に、外務省職員が同行するところが一般論としてあるかとの問に對し、「政府答弁書二」では「一般に、不法入国をした外国人

を我が国から出国させる際に、外務省職員が同行することはない。」との答弁がなされており、また「政府答弁書一」では、「外務省として、現在把握し得る限りでは、御指摘のような事例は承知していない。」と、「金正男氏と思われる者」以外に、外務省職員が出国に同行した事例はないとの答弁がなされている。ではなぜ「金正男氏と思われる者」に佐藤重和外務省アジア大洋州局審議官（当時）及び外務省アジア大洋州局北東アジア課の職員二名が同行したのかという問に對しては、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」ではそれぞれ「御指摘の者の退去強制に際し、移送中の混乱を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から外務省の職員を同行させた。」旨の答弁がなされている。通常は外務省職員が同行することはないのに、「金正男氏と思われる者」を出国させる際には外務省職員が同行したということは、「事件」発生当時、確認をとるに至らないまでも、政府が「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性は高いと認識していたことの証左ではないのか。

四 「事件」発生時、当時の田中眞紀子外務大臣は、「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性は高いと認識していたか。

五 「政府答弁書二」で、「事件」発生を受けて、当時の田中外務大臣はどのような初動対応をとるよう指示を出したのかとの問に對し、「田中外務大臣（当時）」は、平成十三年五月十五日の衆議院予算委員会において述べているとおり、同月

二日午前十時半ころ、外務事務次官及び外務省アジア大洋州局長から御指摘の者の入国について報告を受け、その際、同人の入国の目的及び入定の確認に努めること並びに関連省庁と緊密に連絡をとって経過を報告することを指示した。」との答弁がなされているが、では当時、「金正男氏と思われる者」の入国の目的及び入定の確認に努めること並びに関連省庁と緊密に連絡をとった上で、田中外務大臣に對してどのような経過報告が行われたのか、その内容を明らかにされたい。

六 田中外務大臣が、「事件」発生を受けて、「そんな人間を日本に置いておいて、北朝鮮からミサイルが飛んで来たら大変なことになる。すぐ帰さないでだめだ。すぐに追い出すように」という旨の発言をしたという事実はあるか。

七 「政府答弁書二」では、「金正男氏と思われる者」の出国に同行した佐藤審議官らから、同行についての報告がなされたか、なされたならば右の報告は文書としてまとめられているかとの質問に對し、「外務省として、報告が行われたものと承知しているが、外務省において確認できる範囲では、お尋ねの文書について確認できなかった。」との答弁がなされているが、出国に際して外務省職員が同行するという過去に事例のない件の報告についての文書が確認されなかったとは、①そもそも文書が作成されていない②文書は作成されていたが破棄された③文書は作成されたが紛失してどこにあるのか現在わからないの三つが考えられるが、右答弁の真意はどれにあたるか。

八 七で、そもそも文書が作成されていないのならば、確認に至らないまでも金正男氏である蓋然性が高いと思われる「金正男氏と思われる者」に、過去に事例もなく外務省職員が同行したという件の報告について文書が作成されないのは、外務省における行政処理の方法及び記録保存の体制として不適切であると考えるが、外務省の見解如何。

九 七で、文書は作成されていたが破棄したのならば、「拉致問題」解決の重要な糸口となり得た可能性のある「金正男氏と思われる者」に同行した件の報告についての文書を、「拉致問題」の解決が実現していない中、なぜ破棄したのか、その理由を明らかにされたい。

十 七で、文書を紛失してどこにあるのか現在わからないのならば、外務省における行政文書の保存、管理体制があまりにもずさんであり、我が国の外交を司る省庁の体制としてはあまりにも頼りなく、不安を覚えるところ、再発防止を図る上でも、文書紛失に責任を負う者に然るべき処分を行うべきであると考えるが、文書紛失に責任を負う者に対して然るべき処分は行われたか。行われていないのならば、その理由を明らかにされたい。

十一 「政府答弁書二によると、「金正男氏と思われる者」は二〇〇一年五月一日午後三時四十五分ごろ上陸申請を行い、同年同月四日午前十時四十五分ごろ成田空港から出国させられたとのことであるが、安倍前総理が述べているように「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性が高く、かつ過去に事例もなく出国に際し

て外務省職員が同行するという対応をとるのであるならば、「金正男氏と思われる者」に対してより時間をかけて取り調べを行い、身元を明らかにし、例えば「金正男氏と思われる者」の身柄を一つの外交カードにする等の方法により「拉致問題」解決の糸口にできたのではないかと考える時、当時、政府が「金正男氏と思われる者」をあつさりとして出国させたことは我が国の国益を損ねたと思料するが、政府の認識如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一九九号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝

国務大臣 河野 洋平

衆議院議長 河野 洋平

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、その後収集した内外の様々なソースの情報を勘案したことによるものであるが、情報源が明らかになるこれらの情報の詳細を明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

二について

御指摘のとおり認識している。

三及び四について

平成十三年五月二十八日の衆議院予算委員会において、田中外務大臣(当時)が述べているとおり、御指摘の者について、当時は、北朝鮮出身者であることは認められたものの、本名等を確認することはできなかったことから、金正男氏である蓋然性が高いとは認識していなかったものと理解している。

また、御指摘の外務省職員による同行については、横田外務省アジア大洋州局長(当時)が平成十三年五月十八日の衆議院法務委員会において答弁しているとおり、御指摘の者による不法入国に関する取材等が加熱する中で不測の事態が起きることを避けなければならないという考慮もあり、先の答弁書(平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四五号)十一についてで答えたとおり、移送中の混乱を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から行われたものである。

五について

田中外務大臣(当時)に対しては、御指摘の者の退去強制の過程において、同人の本名等を確認することはできなかったことを含め随時報告が行われたと承知している。

六について

外務省において保管されている文書からは、御指摘のような発言について確認することはできなかった。

七から十までについて

御指摘の外務省職員による同行は、御指摘の者による不法入国に関する取材等が加熱する中

で不測の事態が起きることを避けなければならないという考慮もあり、移送中の混乱を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から行われたものであることから、また、先の答弁書(平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四八号)六についてで答えたとおり、御指摘の報告は同行した外務省の職員が必要最小限の範囲で会話を交わしたことを踏まえた内容であったと思われるが、報告文書が作成されていた場合であっても、同文書については、外務省文書管理規則(平成十八年外務省訓令第十六号)に基づき廃棄されたものと考えられることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十一について

当時は、政府として、御指摘の者が金正男氏である蓋然性が高いとは認識していなかったと理解しており、御指摘の外務省職員による同行は、御指摘の者による不法入国に関する取材等が加熱する中で不測の事態が起きることを避けなければならないという考慮もあり、移送中の混乱を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から行われたものである。また、先の答弁書(平成十九年十一月二日内閣衆質一六八第一四五号)五についてで答えたとおり、御指摘の者の退去強制については、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に基づき必要な調査が行われたものである。

平成十九年十一月七日提出
質問 第二一〇〇号

東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問主意書

提出者 佐々木憲昭

東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問主意書

東海環状自動車道御望山（こもやま）ルートの建設計画をめぐり、国土交通省・中部地方整備局・岐阜国道事務所は、一九九六（平成八）年十月に都市計画決定が行われたルートに加え、新たにA案、B案、C案の三つの比較ルート帯を提示している。この提示を受け、関係地域で「地元住民説明会」が開かれてきたところである。しかし、説明会の内容、あり方はもとより、①六年間にわたる御望山調査検討会で「御望山の安全性は確認されない」との明確な結論を得ている当初の都市計画ルートがなぜ排除されないのか、②同ルートに最も近く、専門家の中からも危険性が指摘されるBルート案がなぜ含まれているのか、③三つの比較ルートのそれぞれの根拠など、広範な住民から不安と疑問の声が絶えない。

地域住民の命と安全を守ることこそ国や行政にたずさわるものの重大な使命である。

以下、質問する。

一 御望山調査検討会の役割と御望山ルートの安全性について

① 二〇〇四（平成十六）年三月一日の予算委員会では、「高速道路あるいは高規格道路のような大型の公共事業を進める場合に、地

域住民の命と安全を守り環境保全に努める」ことの重要性について政府の基本的な見解を述べた。当時の石原伸晃国土交通大臣は、「今後とも、国民生活の安全性を確保する観点、そして…生活に…負担のかからないような形で道路整備を進めていく…」という重要な視点であると認識しております（同委員会第八分科会）と答弁をしている。政府においては、今日、このような認識に変わりはないか。基本的見解を聞く。

② 二〇〇〇（平成十二）年六月に設置された御望山調査検討会委員長・志岐常正京都大学名誉教授、以下「検討会」は、国土交通省など行政と専門家、地元住民代表の三者で構成する、日本で初めて経験する画期的なものであると考える。政府は、この「検討会」がどのような意義を持つと考えているか、その果たしてきた役割等について示されたい。

③ 「検討会」は、六年近い歳月をかけて昨年三月、最終報告書をまとめた。それは、「異例とも言えるほどの多角的で長期の調査をしての結論である」（同・報告書）。そのなかで、「この調査検討会における結論は、『御望山の安全性は確認されない』ということにつきる」と明言している。

先述の予算委員会で政府は、「御望山検討会がどのような結論を出すのか見守る。もちろん、見守る中で重要な要素としては安全性。地質学上、そこに坑口を開くことに危険がある」という結論になれば、その意見は十分

に参考にさせていた、だ」と答弁を行っていた（石原国土交通大臣当時）。

以後、三年余を経た今日、「重要な要素としては安全性」という政府の基本的立場に変わりはないか。認識に変更があれば具体的に示されたい。

二 御望山周辺ルートの提示について

政府・国土交通省が提示した三つのルートに対して、地元住民から、それぞれの立場をふまえた反応が寄せられている。そのなかで何よりも大きいのが、「なぜ現行の都市計画ルートが排除されないで、新たに三つの比較ルートが示されたか」という不安の声である。

以下、質問する。

① 「検討会」の最終報告書で、現行の都市計画ルートの安全性に対する警鐘がうち鳴らされていることは周知の事実である。御望山は、歴史的にも崩落を繰り返す危険な山である。地元説明会に参加したある住民は次のように危険な実態を訴えている。

「ここに昭和六十二年八月一日発行の黒野史誌があります。その中の一節に『御望山山麓の崖は、急斜面から岩屑が落下して形成された地形であるため、再び崩落する危険性があり、傾斜した不透水を流れる地下水により、山崩れや地滑りが発生しやすい』と書いてあり、『その崖上に、岐阜バス車庫、岐阜北中学校、第二千成団地がある』と述べられています。私たちの住んでいる第二千成団地の裏山は、山崩れ、地滑りが発生しやすい

と書かれているのです。…私たちはそういう所とは知らずに、県が認可した土地だからということ、ここに移り住んできました。昭和五十一年九月の台風で、団地も土砂崩れにより、家屋が傾いたり、御望山東の二田地区では子どもさんが亡くなりました。…私たちは、高速道路を造ることに反対している訳ではありません。これ以上、生命の危険にさらさないで下さい、と言っているだけなのです。」

現に、古くは一五八六年の天正地震による崩壊、団地造成後の昭和四十九年の大石転落をはじめ台風のたびに亀裂が生じるなど、住民は命を脅かす危険と隣り合わせの生活を送っているのである。「検討会」報告書では、御望山の地質構造について、「特異な舟底形構造」や各所に著しく発達している「各種の断層・亀裂」を指摘、「山体には、いわば（地質的に崩壊しやすい）…ガサガサな状態の地山が広く発達している」ことを明らかにしている。

政府は、国土交通大臣の答弁でも明言したように住民の安全性を「重要な要素」として受け入れる姿勢を持つているなら、なぜ、このような危険性を指摘されている現行の御望山トンネルルートを排除しないのか。明確な答弁を求める。

② 「調査検討会」の志岐委員長は、同「検討会」の役割は終えていないとの認識を示している。今回、「三つの比較ルート案」を提示する

に当たって、国は、「検討会」委員の意見を聞いたか。聞いているのなら、どのような意見が出されたか、具体的に明らかにされたい。また、聞いていないのならなぜ聞いていないのか、その理由を明確にされたい。

併せて、昨年六月に国が「再検討」に入ってから、「検討会」委員以外の他の専門家の意見を聞いたと言われているが、どのような分野の誰に聞いたか、明らかにされたい。

③ 「検討会」での最終結論は、「御望山の安全性は確認されない」とされているにもかかわらず、なぜ現行都市計画ルートの近くにトンネル掘削をともなうBルート案が入っているのか。最終報告書は、「現在の工学技術をもつてすれば、御望山地域に限らず、日本の様な山においても、トンネルを掘るうと思えば掘れないわけではない。しかし、検討会の課題は、それは関係なくトンネル掘削にともなう発生しうる問題の検討、言い換えれば安全性の確認である」と、「工法で対応する問題でないことを強調している。あらためて問う。安全性を疑われている現行都市計画ルートの近くに、同じく「トンネル構造」で通過するBルート案が入っているのはなぜか。その「安全性の根拠」を示されたい。

④ 今回の三つの比較ルート案においても、インターチェンジの位置だけは都市計画ルート以来、一貫して変わっていない。それはなぜか。「もつと北側になれば住宅も少なく、インターチェンジのスペースも余裕を持って確保できる」との意見も聞いている。インターチェンジの場所が変わらない根拠を明らかにされたい。

⑤ 岐阜市椿洞の産廃不法投棄現場について、国は、「岐阜市の処理方針を待つて考える」とのことであるが、現時点で、椿洞地域も一体としてルートの中に含まれている。ルート変更を考えないのはなぜか。

三 住民の意見の調査方法と調査結果の処理・公表について

① 国(国土交通省・中部地方整備局・岐阜国道事務所)は、「道からの手紙」を配付し、「計画の再検討について、あなたの声をお聞かせください」とアンケートを行っている。また、各地の説明会をも開催している。しかし、この説明会自体が限られた時間内であり、その内、当局からの「説明」が大半を占め、質疑応答の時間が不十分であるとの声を聞いている。とりわけ、当初の都市計画ルートの南側に位置し、もつとも安全性が危惧されている第二千成団地での丁寧で親身な説明会が行われていない。

そこで聞く。この間の説明会の概要(会場、回数、参加者とその有権者比率)を明らかにされたい。

さらに、第二千成団地住民に対する別途説明会開催を求める要望を聞いている。政府として、その用意はあるか。説明する用意がないのならその理由を示されたい。

② 「道からの手紙」のアンケートの集計は、いづどのように行い、どのような形で結果の公表が行われるのか、明らかにされたい。

四 表が行われるのか、明らかにされたい。ルート決定に関する諸問題について

① 現行の都市計画ルート案を作る際の調査、とりわけ地質調査を十分に行っていないことが、今日の混乱と経費のムダを生じた要因であることが専門家の間から指摘されている。「検討会」報告書では、「どこにルートを変えればよいかの検討はしていないが、より安全性の高いルートがないとは考えられない」とまで言い切っている。これは、新たなルートを検討する上できわめて重要な示唆であると考える。政府は、あらためて御望山調査検討会を開き、これまで関わってきた専門家の意見を聞く予定はあるか。

また、新たに提示された三つの比較ルートそれぞれについても、「検討会」の意見を聞くことが重要であると考え、政府の見解を求める。

② そのうえで「最終結論」は、いづどのような過程を経たうえで発表になるのか、明らかにされたい。

③ トンネル掘削ルートを強行し、掘削中およびその後の崩落などにより作業従事者や地域住民、道路通行者などへの被害が出た場合、国としての賠償責任をどのように考えているか。事前にリスクが指摘されているにもかかわらず、危険性が指摘されているルートの建設が行われ、被害が出た場合は、刑事責任も問われると考える。政府の見解は如何。右質問する。

内閣衆質一六八第二〇〇号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐々木憲昭君提出東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する質問に対する答弁書

一 ①及び③について

御指摘の平成十六年三月一日の衆議院予算委員会第八分科会における石原国土交通大臣(當時)の答弁に示された認識に変わりはない。

一 ②について

御望山調査検討会(以下「検討会」という。)は、平成八年度に行われた東海環状自動車道(岐阜県関市広見から岐阜県養老郡養老町大跡までの区間)の都市計画決定の手続の際、岐阜県都市計画審議会において、事業実施段階で、「今後行われる地質調査等必要な調査結果を公表し、安全性について、地域住民に十分説明すること」の附帯意見が付されたことを踏まえ、地質学及び土木工学の専門家、地域住民の代表者並びに関係行政機関の代表者を委員として設置したものであり、地域住民の意見を反映しつつ、専門的・技術的見地からの調査及び検討を行うという役割を十分果たしたものと考えている。

官 報 (号 外)

二の①及び③について

国土交通省においては、平成十八年三月十九日の検討会において取りまとめられた「御望山調査検討会報告書」(以下「報告書」という。)を踏まえ、現在、御望山周辺の東海環状自動車道の都市計画に定められた道路の区域(以下「都市計画ルート」という。)の再検討を行っているところであるが、再検討を行うに当たっては、道路の区域の案として、都市計画ルートと、御望山の南、北、山中を通過する三つのルート帯を提示し、これらの道路の区域の案に関して周辺の土地利用及び生活環境に与える影響、事業に要する費用等の客観的な情報を明らかにした上で、地域住民の意見や今後実施される地質の現地調査の結果等を総合的に勘案しつつ、最も適切な道路の区域の案を選定することとしている。

道路の区域の案の提示に当たり、都市計画ルートについても、周辺の土地利用及び生活環境に与える影響等の面において有利な案であるとともに、都市計画決定の手続を経て合意された道路の区域でもあることから、案の一つとして、地域住民等の意見を聴くこととしたものである。

また、御望山の山中をトンネルで通過するBルート帯については、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所(以下「岐阜国道事務所」という。)が現在までに実施した調査結果に基づき、トンネルの施工による地山の緩みがほとんど生じないと予測しており、都市計画ルートの利点

を大きく損なうことなく、地滑り等に対してより安全性が高いと考えられることから、案の一つとして、地域住民等の意見を聴くこととしたものである。

二の②について

検討会については、平成十八年三月十九日に開催された第十一回検討会において報告書が取りまとめられ、最終的な結論を得たところであり、この日をもって検討会は終了している。このため、今回、都市計画ルートの再検討を行うに当たって提示した道路の区域の案については、検討会にお諮りしていない。なお、参考までに、この道路の区域の公表と同時に報告書の作成当時の地質学及び土木工学の専門家の委員全員に対し、当該再検討の手続及び当該案について情報提供を行ったところ、うち、一名から岐阜国道事務所が平成十九年九月二十八日に発行した「道からの手紙」の当該再検討についてのアンケートに対する回答として意見をいただいているところであり、これについては当該アンケートの集計結果がまとまり次第、その内容をとりまとめて公表することとしている。

また、平成十八年六月に都市計画ルートの再検討に着手以降、トンネル工学、地滑り等の分野における専門家の意見を聴取しているところである。当該専門家の氏名については、意見の聴取に当たって公にすることは前提としておらず、また、公にすることによって、今後の都市計画ルートの再検討における率直な意見の交換を阻害するおそれがあること等から、お答えす

ることは差し控えたい。

二の④について

提示している道路の区域の案のうち、御望山の北を通過するCルート帯におけるインターチェンジは、都市計画ルートにおけるインターチェンジと異なる場所であり、「今回の三つの比較ルート案においても、インターチェンジの位置だけは都市計画ルート以来、一貫して変わっていない」との御指摘は当たらない。

二の⑤について

御指摘の「ルート」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、現在行っている都市計画ルートの再検討は、御望山周辺を対象としているものである。岐阜市椿洞地区周辺の東海環状自動車道の都市計画に定められた道路の区域については、産業廃棄物の不法投棄に対する岐阜市の処理方針が決定され次第、必要に応じて検討することとしている。

三の①について

岐阜国道事務所においては、平成十九年十月十七日から十月二十五日までの間において、西部コミュニティセンター、方県公民館、網代公民館、西郷公民館及び常磐公民館において、各一回、説明会を開催しており、合計約六百名の地域住民が参加している。お尋ねの「有権者比率」については、これに参加したこれら地域住民の方々の中での選挙権を有する者の割合とすれば、調査を行った訳ではないので不明である。

また、都市計画ルートの再検討を行うに当

たっては、第二千成団地の住民を含めた地域住民に対して、今後とも検討の過程や考え方について説明を行うこととしている。

三の②について

「道からの手紙」のアンケートの集計については、平成十九年十一月八日までの投函をお願いしており、個人情報保護等に留意しつつ、集計結果がまとまり次第、岐阜国道事務所のホームページ等においてその内容を公表することとしている。

四の①について

二の②について述べたとおり、検討会は終了しており、検討会の再度の開催は予定していないが、都市計画ルートの再検討を行うに当たっては、地域住民及びトンネル工学、地滑り等の分野における専門家に対して積極的な情報提供を行うとともに、幅広く意見を聴くことが重要であると考えている。

四の②について

都市計画ルートの再検討については、道路の区域の案に関し、地域住民の意見や地質の現地調査の結果等を総合的に勘案しつつ、最も適切な道路の区域の案を選定することとしている。その検討内容及び結果の公表の時期については、現時点では未定であるが、まとまり次第公表することとしている。

四の③について

都市計画ルートの再検討を行うに当たっては、地域住民及びトンネル工学、地滑り等の分野における専門家の意見を踏まえつつ進めるこ

ととしている。道路整備を進めていくに当たり、安全性が重要な要素であるとの認識に変わりはなく、安全の確保に万全を期してまいりたい。

平成十九年十一月七日提出
質問 第二〇一号

トランス脂肪酸に関する質問主意書

提出者 山井 和則

トランス脂肪酸に関する質問主意書

一 アメリカでは昨年からトランス脂肪酸の加工食品への含有量表示を義務化している。日本でも義務化すべきではないか。また、ニューヨーク市などのように、飲食店での使用の規制も検討すべきではないか。

二 内閣府の食品安全委員会が「日本の食生活だと外国と比べて摂取量が少なく、健康への影響は少ない」としているが、NHKの番組「生活ほっとモーニング」(平成十九年十月三十日放送)でも証明していたように食事内容には大きな個人差があるため、この判断は問題ではないか。

三 善玉コレステロールを減らし、悪玉コレステロールを増やす働きがトランス脂肪酸にあるとされることや、大量に摂り続けると、心筋梗塞や動脈硬化につながると考えられるが、いかがか。

四 三のほか、諸外国では糖尿病や肥満、アレルギー性疾患、炎症性腸疾患、注意欠陥障害など

との関連性も指摘されている。いずれも日本でも社会問題化していることを考慮すれば、本格的に調査すべきではないか。

五 内閣府の食品安全委員会は、食品のトランス脂肪酸について、健康への影響を今後検討すると聞いているが、いつ検討するのか。右質問する。

内閣衆質一六八第二〇一号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝
国務大臣 河野 洋平 殿

衆議院議員 山井和則君提出トランス脂肪酸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙) 衆議院議員山井和則君提出トランス脂肪酸に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年六月に食品安全委員会(以下「委員会」という。)は、トランス脂肪酸に関するファクトシート(以下「ファクトシート」という。)を公表したところであるが、それによると、我が国における平均的なトランス脂肪酸の摂取量は、諸外国に比べても少なく、また、食事、栄養及び慢性疾患予防に関する世界保健機関及び国連食糧農業機関の合同専門家会合が平成十五年に公表した報告書(以下「専門家会合報告書」という。))において目標値とされている「最大でも一日当たりの総エネルギー摂取量の1%未満」という値も満たしているとしている。このため、現在のところトランス脂肪酸について、加工食品における含有量表示の義務化及び飲食店における使用規制が必要であるとは考えていない。

二について
平成十六年十二月に委員会が公表したファクトシートにおいては、「諸外国と比較して日本人のトランス脂肪酸の摂取量が少ない食生活からみて、トランス脂肪酸の摂取による健康への影響は小さい」としていたが、委員会においては、平成十八年度に実施した「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査」における我が国のトランス脂肪酸の平均摂取量の推計結果等を踏まえ、平成十九年六月に当該ファクトシートを更新したところであり、それによると、我が国のトランス脂肪酸の平均摂取量は、専門家会合報告書に記載された目標値を下回る結果となったものの、この推計結果は、国民健康・栄養調査の平均値を使用しているため、個人のばらつきを把握することは困難であり、脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど偏った食事をしている場合では、平均値を大きく上回る摂取量となる可能性があるとしており、二について
お尋ねのトランス脂肪酸とコレステロールとの関係については、平成十九年六月に委員会が公表したファクトシートにおいて、専門家会合

報告書によると、トランス脂肪酸は、悪玉コレステロールを増加させるだけでなく、善玉コレステロールを減少させ、また、多量に摂取を続けた場合には、動脈硬化などによる虚血性心疾患のリスクを高めるとしているところである。

四について

平成十九年六月に委員会が公表したファクトシートにおいては、トランス脂肪酸を多量に摂取し続けた場合には、虚血性心疾患のリスクを高めるとしているほか、欧州食品安全機関栄養製品・栄養・アレルギーに関する科学パネルが平成十六年に公表した意見書(以下「意見書」という。))における「トランス脂肪酸摂取と、がん、Ⅱ型糖尿病又はアレルギーの関係について、疫学的な根拠は、不十分であるか、一貫性がない。」との記載について紹介している。専門家会合報告書や意見書等において、御指摘の社会問題化している疾患等とトランス脂肪酸との関連性があるとは指摘されていないことから、現在のところ御指摘のような調査を行うことは考えていない。

五について

トランス脂肪酸については、二について述べたとおり、偏った食事をしている場合では、平均値を大きく上回る摂取量となる可能性があることから、消費者の健康保護の観点に基づき、国内外の関係機関等による新たな知見を蓄積し、必要な取組を検討してまいりたい。

平成十九年十一月七日提出
質問 第二〇二号

介護関連資格受験のための実務経験証明書に
関する質問主意書

提出者 山井 和則

介護関連資格受験のための実務経験証明書
に関する質問主意書

介護福祉士や介護支援専門員の受験に必要な実務経験の証明書について、事業所の廃業や事業所側が故意に出さない等によって、職員がこれを入力できず、試験を受験できないトラブルが増えている。介護職員の人材不足で困る事業者が多い状況で、職員がキャリアアップを図り、働きやすくなるよう国としても支援していく必要がある。そこで、以下質問する。

一 介護職員がこれまで勤務した事業所が実務経験証明書を発行しない場合、職員はどのようにこれまでの実務経験を証明すればよいか。

二 介護職員がこれまで勤務した事業所が廃業した場合、職員はどのようにこれまでの実務経験を証明すればよいか。

三 介護職員がこれまで勤務した事業所が統廃合を繰り返したり、合併するなど、職員としても証明書の発行をお願いする事業者がわかりにくい場合はどのようにすればよいか。

四 コムスン社では事業譲渡前にいた従業員が大幅に減少し、その数は二万人とも言われている。この譲渡を機に離職した職員が今後受験のために必要な実務経験証明書を発行してもらい

たい場合、それはどこに請求すればよいのか。また、これだけ多くの離職者が出たことを受けて、国は離職者に対する何らかの対応策をとる必要があると考えるがいかがか。

五 複数の事業所に勤務した経験を持つ介護職員は多い。都道府県によつては、試験を受験するたびに実務経験の証明書を提出させるなど、介護職員にとつて資格試験を受験すること自体を困難にしている。介護職員がキャリアアップを図りやすくなるよう、国は実務経験を証明する仕組みを簡素化するなど検討すべきであると考ええるがいかがか。

内閣衆質一六八第二〇二号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議長 衆議院議員 山井和則君提出介護関連資格受験のための実務経験証明書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出介護関連資格受験のための実務経験証明書に関する質問に
対する答弁書

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出介護関連資格受験のための実務経験証明書に関する質問に
対する答弁書

一から三までについて

御指摘の介護福祉士試験の受験については、当該試験を受験しようとする者は、受験申込書とともに、当該受験者の業務従事期間等を事業所の代表者が証明するものである実務経験証明

書を財団法人社会福祉振興・試験センターに提出する必要があるが、お尋ねのような場合には、実務経験証明書に代えて、給与明細書、雇用契約書、介護サービスの提供に係る記録書類等により、業務従事期間等を証明することで差し支えないものとしているところである。

また、御指摘の介護支援専門員実務研修受講試験(以下「介護支援専門員試験」という。)の受験については、当該試験を受験しようとする者は、受験申込書とともに、当該受験者の業務従事期間等を事業所の代表者が証明するものである実務経験(見込)証明書を各都道府県等に提出する必要があるが、お尋ねのような場合には、各都道府県等において、実務経験(見込)証明書に代えて、給与明細書、雇用契約書、介護サービスの提供に係る記録書類等により、業務従事期間等を証明することで差し支えないものとしていると承知している。

四について

厚生労働省としては、株式会社コムスンにおいては、現在、同社の事業移行に関し、事業移行前に同社を離職した従業員が業務従事期間を証明できないため介護福祉士試験や介護支援専門員試験を受験することができないといった事態が生じないよう、具体的な方策を検討しているものと承知している。

また、厚生労働省としては、同社に対し、介護サービス利用者のサービス確保を図りつつ、事業承継先法人における従業員の雇用の確保についても配慮がなされるよう指導しているところ

ろであるが、離職した従業員については、必要に応じ、公共職業安定所及び各都道府県に設置されている福祉人材センター・バンクにおける職業紹介サービスを利用していただきたいと考えている。

五について

介護支援専門員試験に係る実務経験の証明については、厚生労働省としても、一から三までについてお答えしたように、各都道府県等において柔軟な取扱いが行われているものと承知しており、これまでも、全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議において、本来実務経験の要件を満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験ができないといったことが生じないよう適切な取扱いをお願いしたい旨、都道府県等に対し依頼しているところであるが、その仕組みの簡素化については、過去に、虚偽の実務経験(見込)証明書の提出等の不正な手段により、介護支援専門員試験を受験した事案が発生していることを考えると、現段階では困難であると考えている。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年十一月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「十万六千六百円」を「十万八千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

別表第一中

1 級	俸給月額
円	
	190,500
	192,200
	193,900
	195,600
	197,400
	199,100
	200,800
	202,500
	204,300
	206,200
	208,100
	210,000
	211,700
	213,700
	215,700
	217,700
	219,600
	222,300
	225,000

227,700	
230,500	
233,400	
236,300	
239,200	
242,000	
244,900	
247,800	
250,700	
253,600	
256,300	
259,000	
261,700	
264,400	
267,100	
269,800	
272,500	
275,200	
277,900	
280,600	
283,300	
285,900	
288,600	
291,300	
294,000	

を	1 級	俸給月額
円		
		192,800
		194,500
		196,200
		197,900
		199,700
		201,400
		203,100
		204,800
		206,600
		208,500
		210,400
		212,300
		214,000
		216,000
		218,000
		220,000
		221,900
		224,600
		227,300
		230,000

232,800	
235,700	
238,600	
241,500	
244,300	
247,100	
249,900	
252,700	
255,500	
258,100	
260,700	
263,300	
265,900	
268,500	
271,100	
273,700	
276,300	
278,900	
281,500	
284,100	
286,600	
289,200	
291,700	
294,200	

改める。

別表第二中

1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉	俸給月額
円	
	267,800
	269,900
	272,000
	274,100
	276,100
	278,100
	280,100
	282,100
	284,200
	286,000
	287,800
	289,600
	291,500
	293,600
	295,700
	297,800

300,000	
302,300	
304,600	
306,900	
269,900	
272,000	
274,100	
276,200	
278,200	
280,200	
282,200	
284,200	
286,100	
287,800	
289,500	
291,200	
292,900	
294,900	
296,900	
298,900	

300,800	
302,900	
305,000	
307,100	
241,600	
243,600	
245,600	
247,600	
249,700	
251,800	
253,900	
256,000	
258,100	
260,100	
262,100	
264,100	
266,200	
268,100	
270,000	

271,900	
273,700	
275,600	
277,500	
279,400	
281,300	
283,100	
284,900	
286,700	
288,600	
290,500	
292,400	
294,300	
296,200	
298,300	
300,400	
302,500	

250,000	
252,100	
254,200	
256,300	
258,400	
260,400	
262,400	
264,400	
266,400	
268,400	
270,300	
272,200	
274,100	
275,800	
277,600	
279,400	
281,200	
283,000	
284,700	
286,400	
288,100	
289,800	
291,600	
293,400	

295,200	
296,900	
298,800	
300,700	
302,700	

に

3 等陸尉 3 等海尉 3 等空尉	准 陸 尉 准 海 尉 准 空 尉	陸 曹 長 海 曹 長 空 曹 長	1 等陸曹 1 等海曹 1 等空曹
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円
233,600	224,900	219,100	218,900
234,600	227,100	221,300	221,100
235,600	229,300	223,500	223,300
236,600	231,500	225,700	225,500
237,500	233,700	227,900	227,700
238,500	235,600	229,800	229,600
239,500	237,500	231,700	231,500
240,500	239,400	233,600	233,400
241,600	241,400	235,600	235,400
243,600	243,400	237,600	237,400
245,600	245,400	239,600	239,400
247,600	247,400	241,600	241,400
249,600	249,400	243,600	243,400
251,600	251,400	245,600	245,400
253,600	253,400	247,600	247,400

を

2 等陸尉 2 等海尉 2 等空尉	俸給月額
円	
	244,000
	246,000
	248,000

官 報 (号 外)

[illegible]

平成十九年十一月二十日 衆議院会議録第十三号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十九年十一月二十日 衆議院會議録第十三号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

216,400
218,200
220,000
221,800

223,500
225,300
227,100
228,900

230,500
231,700
232,900
234,100

235,200

に改める。

陸士長 海士長 空士長	1等 1等 1等	陸士 海士 空士	2等 2等 2等	陸士 海士 空士	3等 3等 3等	陸士 海士 空士
俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額
円		円		円		円
174,300		174,300		159,500		152,100
176,200		176,200		161,300		
178,100		178,100		163,100		
180,000		180,000		164,900		
181,800		181,800		166,600		
183,800		182,800		167,600		
185,700		183,800		168,600		
187,600		184,800		169,600		
189,600		185,800		170,700		
191,900		186,900				
194,200		188,000				
196,500		189,000				
198,700		190,100				
201,200						
203,700						
206,200						
208,500						
210,500						
212,500						
214,500						

191,900 185,600
194,200 186,600

196,400 187,700
198,900
201,400
203,900

206,200
208,200
210,200
212,200

214,100
215,900
217,700
219,500

221,200
223,000
224,800
226,600

228,200
229,400
230,600
231,800

232,900

を

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条第十項第一号中「同法」を削り、同項を同条第十三項とし、同条中第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第六項第一号」と読み替えるものを「第九項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「により第三項を」により第五項」に改め、同項第一号中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第三項」を「第五項」に改め、「に掲げる任用の区分に従い当該各号」を削り、「日数」の下に「休職等の日」が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、」を加え、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項第二号中「第二項又は第四項」を「第三項又は第六項」に、「これらの規定を」第三項、第四項、第六項及び第七項の規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項（第十項）」に改め、「以下」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項各号」を「第三項各号」に、「第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の場合において、休職等の日がその延長された期間にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項前段の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数を当該延長された期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じ

た日数とする。

第二十八条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、休職等の日が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

第二十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない日（以下「休職等の日」という。）が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項各号の規定にかかわらず、当該各号に定める日数から、当該日数に当該休職等の日の二分の一（第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間のものにあつては、三分の一。第四項及び第七項において同じ。）に相当する日数を当該任用期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。第四項及び第七項において同じ。）を減じた日数とする。

一 自衛隊法第四十三条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による

傷病による休職を除く。）

二 自衛隊法第四十六条第一項の規定による停職

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三十条第一項の規定による育児休業

第二十八条の二第三項中「同条第十項各号」を「同条第十三項各号」に改める。
第二十八条の四中「第二十八条第二項ただし書、第六項第二号」を「第二十八条第三項ただし書、第九項第二号」に、「第九項第一号」を「第十二項第一号」に改める。

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び別表第十」を「別表第十及び別表第十一」に改める。

第四条の二第二項中「及び別表第五」を「別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「若しくは別表第十」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五条第一項第三号中「別表第十」を「別表第十一」に、「若しくは別表第五」を「別表第五」に改め、「別表第八まで」の下に「若しくは別表第十」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六条、第六條の二第二項及び第七條第二項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

第十四条第一項中「事務官等には初任給調整手当」の下に、「専門スタッフ職調整手当」を加え、同条第二項中「第十條の三」の下に、「第十條の四」を加える。

第二十二條の二第二項中「職員」の下に「及び一般職給与法別表第十の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの」を加え、同条第三項及び第四項中「初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

第二十五條第三項中「俸給」の下に、「専門スタッフ職調整手当」を加え、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する」に改める。

第二十七條第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当」の下に、「専門スタッフ職調整手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第五条及び第九條の規定 平成二十年一月一日

二 第三条並びに附則第七條、第八條及び第十條の規定 平成二十年四月一日

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十五條第三項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の同法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

第二条 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「改正

前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、防衛省令で定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、防衛省令で定める。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整)

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける号俸に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(退職手当の計算方法に関する経過措置)

第五条 任用期間を定めて任用された自衛官が、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)前に自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十三條の規定による休職若しくは同法第四

十六條第一項の規定による停職にされ、又は国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七條第一項において準用する同法第三條第一項の規定による育児休業(一部施行日以後に同法第四條の規定により育児休業の期間を延長した場合においては当該延長した期間を除く。)をし、これらの期間の終了の日が一部施行日以後となる当該自衛官の退職手当の計算の基礎となるこれらの期間の日数計算については、第二條の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第七条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 給与法第四條第一項の規定により一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける自衛隊員

第二条第三項第一号中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)」を「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)」に、「第二十八条第二項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項」を「第二十八条第三項ただし書(同条第六項後段において準用する場合を含む。)、第九項第二号及び第三号並びに第十二項」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「別表第十、特定任期付職員等俸給表又は」を「別表第十一、特定任期付職員等俸給表」に改め、「別表第三まで」の下に「又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第二条の規定による改正前の一般職給与法別表第十」を加える。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任期制自衛官に係る退職手当の算定方法を改める等所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定するとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)の学生手当の月額を十万八千三百円(現行十万六千六百円)に改めること。

2 学生に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百八十(現行百分の百七十五)に引き上げること。

3 任期制自衛官が育児休業等により勤務しない期間のある場合について、退職手当の除算規定を設けること。

4 防衛省の職員に対し新たに適用する俸給表として専門スタッフ職俸給表を新設するとともに、専門スタッフ職調整手当を新設すること。

5 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、3の規定は平成二十年一月一日から施行し、4の規定は同年四月一日から施行すること。

6 1の規定は、平成十九年四月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の国家公務員の給与等との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、約百三十二億円で、本案施行に要する経費は、約百三十二億円で右報告する。

平成十九年十一月十六日

安全保障委員長 嘉数 知賢
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院会議録第八号中訂正

八ページ四段末八行から末七行及び九ページ一段十三行から十四行「松野頼久君外百十二名」を「松野頼久君外百十一名」に訂正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	三三〇円